

第10回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年8月5日(火) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里
説明員	前学校教育課長：鍛冶 孝広 学校教育課長補佐：中原 寿浩 前生涯学習課長：尾座本 三雄 生涯学習課係長：野村 仁資

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまから第10回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は、学校教育課、生涯学習課の開示請求の関係の内容について調査をしていきたいと思っております。

本日は、まず最初に、中原課長補佐にお越しに来ていただいております。その後、鍛冶課長、前学校教育課長、それと野村係長、それと尾座本課長に順番にお話をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

中原課長補佐につきましては、業務が大変お忙しい中、当調査委員会に出席いただきまして、本当にありがとうございます。

我々は、業務のというか、いろんな資料の内容を見て、このままこのやり方でいいのかなのかということで調査をしようというふうな方向になりました。なるべく行政が円滑に、なおかつ、住民から不平不満のない、また、信頼される行政を目指すということで調査をやろうということをやっていますので、何とぞ御理解の上、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、内容についてお聞きしたいと思いますが、中原課長補佐は、令和5年、5年前まではちょっと分からないというか、令和6年以降になるかと思えます。実質、その前のところに関しては、ちょっと違う担当者の方なんですけど、現、現在というか、課長補佐という立場もありますので、過去の件も踏まえて何か御意見があればお聞きできればなということで、本日、出席をお願いをしたところです。

前もって質問というか、こういうことを聞きたいんだということでしているんですが、それに従って、のっとなってちょっと質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、学校の木の伐採等、森林組合や地元の業者に依頼をあまりしていなくて、特定業者のほうに依頼をしているというケースが特に令和5年度が一番多く見られるのかなというような感じがするんですけど、令和6年度も同じようなところもあります。学校関係もいろんな施設で、相良さん、係長ですかね、係、担当（「係員です」と呼ぶ者あり）係員ですかね、の印鑑の起案が多いんですけど、そういう中で、なぜこの特定業者の方が多いのか。旧単位で分けるといってはちょっとどうかなのもありませんけど、例えば旧椎田、旧築城という流れの中にしても、この特定業者の方が町内全般にわたって業務をやっているというふうな内容で、なぜ1つの業者にこのような形で偏っていくのかなというところでちょっとお聞きしたいと思えます。木の伐採等を森林組合や地元には依頼しない何か理由があれば教えてください。中原課長補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 学校管理、教育課の中原です。まず、伐採する樹木の大きさや位置などにもよるんですけども、その中で事前に事業者さん何者かにアポイントを取って

みて、その場所の樹木に対して対応できるかどうかという確認を取ります。そういう方の中で、あまり断らない内容で回答いただいた方に関しては、その方々を中心に見積依頼のメンバーとしてお願いしているというのが基本的なまず流れになると思います。

事業者さんとしては、現地立会を一緒にしていただけるかどうかとか、手持ちの事案はあるかないかとか、そのときのタイミングにもよるんですけども、そういったものや、高所作業車を自前で持っているかどうか、それをリースしなきゃいけないかどうかという手続をするかしらないか、そういった面とか、総合的に勘案して依頼を受けるか否かを判断しているのじゃないのかなとは私個人的には思っております。

ちょっと余談にはなるんですけど、過去には、基本的には指名登録をしていない方であれば指名登録をしていないメンバーで組みます。指名登録している方と指名登録している方を交ぜてしまうと、どうしても登録している方はお金を払っている、行政書士さんとかにお金を払っている分もありますので、フェアじゃないということなので、登録している方は登録している方でもし発注する場合は組みます。そうでない場合は、登録していない方のみのグループで発注を組むっていう形が、これほどこの部署でもやっているんじゃないのかなとは思っています。どうしてもお金を払っている、ちゃんと登録をしている方とのその辺の線引きをしなきゃいけないっていうのは、昔、私も伝え聞いたことがありますので、それを中心にやっています。

その中でも、指名登録をしていない方っていうのがなかなか探すのが、電話帳とかで探したりもするんですけども、過去に私も頼んだときに、やっぱり役場は書類が多いと。特に写真を出してくれ、契約書類をいろいろ出してくれっていうのが煩しいから依頼しないでくれって断られたことも多々ございます。もう民間だけでやる、個人の家だけでやる、役場の仕事はしないと過去に断られたことも別の部署のときでございます。

ですが、今回、こういうことをきっかけに、今後は学校所在区域にある事業所、校区などを中心になると思うんですけど、そこにいらっしゃる事業所のある事業者さんを念頭に再度お声を駄目元でもしてみようかなと思います。その中で、今持っているお声をかけをする方々の中に新たに加える方が増えれば、私らも動きやすくなりますし、事業者さんにも当然事業収益があるということで、機会が増えるという形にはなろうかと思っていますので、そういったことを念頭に、他の部署の事例とかも参考にしながら事業者選定を行っていきたいと考えております。

基本的に森林組合や地元業者に依頼しないということはございません。

○委員長（武道 修司君） それはないということね。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。メンバーとしては組合せはいたします。その中でも、特定事業者さんっていう形で言われているところでよく落札をされている理由として、私も個人的にいろいろ考えたんですけど、恐らく自前の高所作業車を持っているっていうところが一つ強

いのかなとは感じております。

森林組合さんに至っては、自前の作業車はたしか持っていなかったと思いますし、高木になればなるほどクレーンなどをレンタル、リースしなきゃいけないところで金額差が出るっというところもあるのかと考えております。なので、自己所有の資機材の有無で事業者さんも判断、機動的に動けるかどうかというところで判断されているのではないかとということで、その結果が、結果としてなんですけど、こういう形で特定事業者さんのほうに事業発注が集中したのかなと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今、木の伐採の話をしましたけど、施設修繕関係も多いんですね。先ほど言いよったように、もうしたくないといって断られるから、こういうふうはこの特定業者に偏ってきたのか、それとも頼みやすいというか。いろいろなところで職員の人にお話を聞くと、前がそうしてきたから、そのまま前例に基づいてというか、そういうので頼んでいたとか、あと、すぐに見積りとか工事とかすぐに行ってもらえるとか、そういうふうな話もあったんですけど、なぜこの修理を特定業者に依頼をしていたのか、我々が今聞いている話と学校教育課がやってきたのがどうなのか、一緒なのか、違う理由があるのか教えてください。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） まず、私個人的な話を言いますと、どなたがやっても別に構わないと思っています。きちんとした施工をしていただいたり、アフターフォローをしていただいたり、かつそれが安価であればなおいいというところであれば、どなたがやってもいいのかなって考えております。それも事業者選定のベースには私が実施する場合はあるんですが、部下にもそういうふうにするようには指示しております。

一応、その中でも、自部署や他部署の事例っていうのも当然参考にさせていただいております。基本的には、学校所在区域にある事業所ですね、事業者さんをメンバーとして組めないかなということでお声がけをしております。その中で現地立会や見積徴収がお願いできないかということをお声をあらかじめ御連絡しております。

しかしながら、学校といいましても、施設数が単純に10個じゃなくて、体育館、プール、体育倉庫、農業倉庫などなど、1つの学校で5個も6個も最低ありますので、掛ける10の五、六十施設があるものですから、軒並みいろいろ老朽化している施設ですので、立て続けに修繕が発生してきております。

その中で、危険度であったり、学校運営が継続できるかどうか、緊急度があるかどうか、また、お声がけする事業者さんに手持ちの工事、しかけているものがあるかどうかなど、いろいろヒアリングしながら、一概に規定することはできないんですけど、まずはもう学校活動を円滑に止め

ないためということで、私どもの勝手な話にはなるんですけども、仮復旧をしていただける方、本復旧をしていただける方、そういった方、即応いただける方っていうのに順繰り連絡を取っていきます。Aという方が駄目だったら次はBっていう感じでどんどんもう、勝手な話ですけど、連絡を取っていきます。

私たちも早く修繕したいんですけど、学校現場は私たち以上に1分1秒でも早くどうかしてくれという思いの中でやっているんですけども、どうしても手続を省くわけにはいきませんので、そこは一旦待ってくださいという形で、書類手続が終わってから本復旧ですよということで、それまでは学校が止めるわけにはいかないということで仮復旧をしていただける方っていうことでお願いをしております。

できれば地元の方にも依頼したいんですが、先ほどもありましたように得手不得手もあるというのがありますし、手持ちがあって行けないっていうことで断られることもよくある話でございます。

電気・水道・ガスとかの事業者が限定されるっていう場合は除かなきゃいけないのかなと思うんですけど、その中で、先ほど言ったような事業者の手持ち、緊急度などと、あとは事業者さんに無理がいかないかっていうところもお尋ねはしています。勝手な話ですので、「今すぐ来てください」って言って来てくださる虫のいい話もございませんので、そういった負荷がかからないかっていうところもお尋ねしています。

あとは、過去の施工のよしあしやアフターフォローしていただけるかとか、安価な工法を提案していただけるかななどを総合的に判断した上で、最終的には依頼をするという形を取っています。この辺はもうヒアリングとか現地立会をしながらという中の雑談の中でお尋ねをしながらという場合もございます。

結果として、そういった中で、特定の事業者さんにも発注が偏るっていう流れも当然発生し得る。先ほど言ったようにタイミングというのもございますので、即応していただける方っていう中で、結果論として私も一覧を見て多いなと思ったんですけど、思ったよりですね、そう感じております。ちょっと日頃はそこまで思わなかったんですが、結果としてはこれが多いか少ないかはちょっと別の話としても、あるのだからっていう感想は持っております。

これが偏っていると言われればそこまでの話になってしまうんですけども、今後は、これも町全体の話として今回も上がっておりますので、町長部局、財政部局ともいろいろ相談しながら、最適な事業者選定の方法を見いだしていければいいのかなと考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、見積りの方法、見積り依頼の方法と見積りの開封作業について、簡単でいいです。説明を

お願いいたします。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 通常時の流れとして申し上げます。

まず、事案が発生いたします。それが修理が必要な事案ということで言わせていただきます。事案が発生したら、まず、現地に確認に行きます。これは担当者と学校職員っていう場合もありますし、それに見積りを協力していただける事業者さんの都合がつけば同席していただくっていうときもございます。その際に、仮復旧が必要かどうかとか、危険があるかないかっていうところも踏まえて、その場で一旦修理しておかきやいけないかとかいろいろアドバイスを頂きながら、現地立会、確認をしております。

そこで改めて事務所に戻ってきて、事業者はどうしましょうという話を担当が考えた上で、それを係内で相談、課内で相談っていう形を踏まえて起案を、予算の確認も取りながら起案をするという形になっております。ただし、10万円未満の場合は、見積りを頂いて、それが予算の範囲内でかなっているとかどうかっていうところも確認を取った上で、正式に発注をするという形になります。

10万円以上の場合は、随意契約の限度額というのがありますので、その範囲内であれば、担当課で起案して、見積依頼、見積決定までを行います。随意契約の限度額以上となる場合は、入札案件になりますので、財政部局のほうに入札の執行を依頼をかけるという流れになります。その中で、私どもの場合、10万円以上でも見積開封という流れがございますので、その場合についてですけれども、見積依頼の通知をする段階で、いつまでに見積書を提出してくださいというふうな通知を出します。

その下のほうに、開封時に希望する場合は、開封時間前までに見積書の提出先に御来訪くださいと、開封の立会をする場合は、開封時間前までに役場にお越しく下さいっていう注意書きを記載しています。立会希望者がいる場合は、電話口でいついつ何時頃までに行きますので待っていてくださいって言われる場合もありますし、直前まで来るかどうか分からないという場合もありますので、開封時間までは待っています。

開封時間がなるとなった場合は、その場で職員と事業者さんが、もし希望される事業者さんがいる場合は、立会の下、金額の確認を行います。立会希望者がいらっしやらない場合は、開封時間になりましたら複数の職員で開封し、金額の確認を行って、間違いはないかどうか、税込みか税込みじゃないかっていう数字の確認とか、積み上げに間違いがないかっていうところの確認を行い、最終的にそれを見積決定、契約依頼っていう運びになる流れとなっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。開封立会人は大体、資料を見ると、中原さんと相良さんと二人でほぼされているっていうことでいいですね。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 在籍していない場合は、違う隣の係の職員、違う部署の職員とか、誰かしら複数で開けるっていう、確認するっていう作業を行うようになっております。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今、流れとかそういうのを聞いて、4番、5番については、もう今の説明の中でも大体話がありましたので、4番、5番については省略をさせていただきます。細かいところで1点だけ私のほうからお聞きします。この資料は渡しちよるんか。渡しちよるね。139番と145番の施設修繕費、両方とも椎田小学校、両方とも歩道橋の手すり、南側と北側。日にちが12月10日、その前が11月21日、20日以内。多分、これは最初に南側をやった後に、その後、北側をやろうということで話をして、こうしていたんだと思うんですけど、これ、どう見てもやっぱり分割発注だろうと思うんです。両方とも金額が9万9,000円、10万円以下に抑えようという、この資料から見るとその意図が見えるんですけど、通常、この日数であれば、明らかにもう塗装しないといけない、修繕しないといけないということは分かっていたはずなんです。鉄骨の鉄骨屋根、鉄の歩道橋になると思うんですけど、これが9万9,000円であえて分けた理由、これは分割発注という形を取ったのではないかと、いうふうに疑われるんですけど、その点についての説明をお願いいたします。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 139番、145番についてですが——学校管理、中原です。まず、結論から言いますと、これは分割発注ではございません。私たちもちょっと予期していなかったんですが、たまたまちょっと時期が重なっていたというのがありまして、結果的にこういう表で見ると分割発注したように見えるんですが、私どもとしてはその意思はございませんでした。

まず、南側っていう139番のほうなんですけど、こちらのほうの手すりが、これは運動場に当たる歩道橋の手すりについてなんですけども、これがねじとか、本体と接合している部分がもう壊れてしまっただけで危ないので、子どもたち、けがしたら困るからどうかなりませんかという学校から相談を受けまして、もうこれは溶接も何もできない状態だから取りましようということになりました。

もう片方側を見まして、北側のほうですね、こちらはまだ何もぐらついていなかったから大丈夫だろうっていうことで、様子を見るという形をしていました。しばらく連絡がなかったので大丈夫だったんだと思っていたんですけど、3週間ぐらいたったあたりで、今度はこちらばかりを子どもが触っていたみたいで、またこっちに負荷がかかったんじゃないかなというふうに学校の先生もおっしゃっていたんですけど、やっぱり設置した時期が同じですので、当然、そういう負荷をかければ壊れる運命だったのかなということで、私たちはもうやむなく処理したっていう形になっております。なので、もともと2つともぐらぐらしていたっていう現地を見る限りはなかったものですから、分割発注という思いはなかったということでございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。私のほうからは以上になります。

皆さんのほうから何かございますか。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 手すりの件なんですけど、今の説明だと撤去したってことですか。新しく新たに新しく申請する。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） もうそれも学校側に再度つけるかどうか確認したんですけども、不要だというふうに言われましたので、撤去のみです。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 続いていいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 撤去なんですけれども、今の溶接等だと鉄でできているものなのかと思うんですけど、今の説明だと。早くて安価だっというのをずっと皆さん言っていたんですけど、9万9,000円って安価なんですかね。そこをお願いします。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。

○委員長（武道 修司君） 中原君。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 一概にこれは私も事業者じゃないので正式な数字が妥当かどうかという決定打の発言はちょっとできにくいんですが、比較対象を取ってみればよかったのかなと今思えば思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 職員さん、皆さんに結構僕が疑問に思うことなんですけれども、鉄等は今買い取ってもらえる部分があるので、逆にリサイクル的なところをしてくれるところは、逆にただでも持っていつてくれるような部分が物すごく業者でもあるんですけども、その辺は認識は全くなかったですか。

○委員長（武道 修司君） 中原課長補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。廃材の利活用ということだと思うんですけども、これはほかの部署、ほかの案件に関しても言えることだと思うんですが、役場的にそれを現金化する、歳入化するっていう考えがあまり浸透していないので、どうしても処分費を払って処分していただくというのが現状でございます。少し1円でも多く役場にお金を入れるっていうことであれば、そういったスキームというか、やり方をまた財政部局と相談しながら、役場全体的にそういう仕組みをつくり上げていくようにしていかなきゃいけないのかなと思いますので、私としては現金化することは賛成ですが、ちょっと全体的に歩調を合わせるべきかなとは

考えております。

○委員長（武道 修司君） 吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今、財政難という今ところにある中で、足並みをそろえるというのは、全く職務的にどうなのかなというのが1点です。中原君は多分そういう考えを持っていて、今発言では思ったので、できれば先に先頭に立ってそういうふうな改革を起こしていただきたいなと思います。

もう別に返答は大丈夫です。質問は以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 中原君の回答というかは、マニュアルか何かあるんかね。ほかの担当課を呼んだときとちょっと多分、中原君も時間が空いたので、回答に関してはすばらしいものが多分ちゃんとしているなというのは自分の理想なんです。その中で、高所作業車というふうに出たけど、これ、何メートルの高所作業車を保有しているのかを先にちょっと答えてもらえますか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。すみません、正式なアームの長さが何メートルかっていうのは承知しておりません。私が以前見たときは、白色のアームがついて、籠がついている分でございます。ちょっと現在どういったものを使用しているかは、ちょっとすみませんが、把握しておりません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 木の伐採とかそういうところで高所作業車を実際に使っていたところを見たことないっていいんかね。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。6年度に来てからは、私はちょっと現場のほうにあんまり出ない形になっておりまして、すみませんが、写真で見るっていうときもありますので、あとは担当から伝え聞いているってところだけになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 自分も何げなしに見たことあるんやけど、そんなに新しくない高所作業車だったような記憶があります。そして、先ほど、指名登録業者とそうでない業者の選別をして、指名登録業者と一緒に随意契約を行わなかったというふうに述べたんやけど、エス・ティさんは指名登録業者なんよ、ある年度から。いや、「ほう」じゃないんよ。だから、その回答は、先ほどの中原の回答に関してはすばらしいものがあるよっちゅうのは、マニュアルどおりに答えたのかなというのが認識であって、エス・ティさんは指名登録業者なんよ、ある年度からね。いつとは自分正確に調べてないんやけど。その中で、指名登録業者になって、技術者は1名。

2級の例えば建設機械か2級土木か何か分からないけど、技術者が1名。その中でエス・ティさんの職員さんいっぱいいるんですね。施設に10人とかなりの方がいます。建設業の許可業種に関しては、土木・舗装とか2級土木をメインにした許可業種だけなんです。ただし、中原君は、今、現場には出ていないから、書類上の中でいろいろ勉強して知識をしたんでしょうが、このエス・ティさんは専門分野は何ですか。それ答えてもらっていいですか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。私の中では建築一式もできる方と土木、当然、重機オペレーターもできますので、そういった面の分、左官もできるっていうふうな認識でございます。

以上です。

電気につきましては、協力事業者さんがいないと恐らくできない資格の問題があると思いますので、そういったことは依頼をしているようなことは過去に聞いたことがあります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員、重機の免許を取りにいつているよね。10人ぐらいか。使う使わんは別として、定年前の人も多分取りにいつていると思うんよね。課長級が別に現場に出ることはないのに、課長級も多分免許を取りにいつているんよね。だから、重機に乗ろうと思えば乗れるし、これ、ほかの調査のことを言いますが、吉富町役場、木を伐採していたんよ、大きい。幹回りが60センチぐらいかな。そのときにぼっと見たら吉富町役場って書いてあるんよ、ここに。それで、自分はシルバーか何かの下請のあれかなと思って聞いたら、「いや、自分たち職員です」って言うんよ。「吉富は何で来て切っているの」と言うたら、吉富はもうそういう職員も一緒になって木を切る。もちろん小さい町なのでね、町長がそういうふうに指導して職員も一緒になってチェーンソーを使ったりとか、そういう免許ももちろん取得しているんよね。昨年かな、昨年、ちょっと会って話していたんですが、今年、多分ユニックか何か買うって言いよった。ユニックをね。だから、職員が今中原君言うように現地を見たことないとか、もう上の階級になったら現場に行くことが恐らくないんだと思います。だから、業者選定の先ほどの地元の森林組合、高所作業車を持っているからっていうふうに言えと言われたのか、もうそういうふうに職員の中でこういうふうに答弁しておけばいいっちゃうような回答なのか。それを言わんやったら自分もそんなに質問する思いなかったんやけど、実際のところ、高所作業車を別にリースしても安全に——このエス・ティさんが持っているのは多分相当古いよ。古い。だけん、写真で見たことあるのであれば、ちょっと故障とか大丈夫かなとかいうのもちょっと。自分も高所作業車持っているし、重機関係の資格とか一通り持っているんですよ。その中で別にリースすればいいし。一つの例題として聞きますが、例えば、大きい木を切るときに高所作業車は使わないと思うよ。

分かりますか、言いよる意味が。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） クレーンを使うとは思いますが。

○委員（4番 田原 宗憲君） ですよ。先ほど言ったように、森林組合は結果的に高所作業車を持っていないっていうふうに言ったじゃないですか。そしたら、それならエス・ティさん1者にお願ひすればよかったと思うんよね。わざわざ持っていない森林組合に、高所作業車を持っていない森林組合に頼む必要もなくて。例えば学校とかそういうところに関しては地元の業者というのがおる。もちろん指名登録業者でしょう。中にはボランティアで草とかを学校の関係で切っている方とかおるんよ。その人たちにはボランティアでさせて、いざというときには——全然地元じゃなかったと思うよ、エス・ティ・産業が来たのは。椎田地区の案件なんですけど。そしたら、そういうところに高所作業車を持っているからとか答弁しておけばいいとかいうふうに俺は思ったから聞きよるんよ。高所作業車は別に今の時代ね、昔ならね、例えば重機、バックホーが要るとか、舗装屋さんに関してはアスファルトフィニッシャーが要るとかローラーが要るとかいうふうな決まりがあったんよ。今はリースしてもいいんですよ。分かります。だから、高所作業車がないでも別に見積り頼んで安価であればって言うんやから、もしかしたら地元の人は「いや、うちはお金要らないぞ」っていう人もおるかも分からんし。だから、安ければいい、高所作業車を持っているからいい、「見たことありますか」って言うたら見たことないのに、そういうところを切り離さないと、安ければいいっちゃうのは、もしかしたら安いって誰と比べよるんかなって思うし、もしかしたら地元業者の方とやっぱりするっちゃうか。それを自分たちは言いよるわけやない。考え方をええれって。

鉄に関しても、売るとか売らんとかそういう決まりはないんでって言ったって、町民の財産よ。仮にボルトとかが違うにしても、ほかの業種でポンプとか、何一つ、例えばそこに、木一本にしても町民の財産ですよ。木一本にしてもこれは売れる可能性もあるわけよ。そういうところからも処分して、全然何も記録がなくて。もしかしたらそれが1,000万円、2,000万円する木やったかもしれんし。そういうことはないやろうけど、でも、値段がつく木であれば、それを町民のために処分していくとかいう考えをやっぱりしてもらわないと、今回、このような特定業者にかなりの件数があるんよね。学校関係に関しても、まさかこんなふうにあると思うてなかったし。だから、そういう考えを今後ちょっと切り離して、何ていうんですかね、マニュアルっていうか、マニュアルをできたのあるのかないんかちょっと分からないけど、だから、ちょっと信用性に欠けるところがあるので、回答には十分注意してください。だから、高所作業車とかは関係ないと思う。ないでも別に受けれると思うので。自分がちょっと気になったのはそこら辺ですかね。高所作業車の一応メーター数とかも一応確認しとくべきだと思います、今後について。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 承知しました。

○委員（4番 田原 宗憲君） 基本的には10メートルしかないと思うんですけど、町の施設、例えば、5階建てやったら例えば15メートルとかあるんですよね。だから、10メートルの作業車でどうやって作業したのかなっっちゃうのもちょっと気になるところあるんですけど、そういうところもちょっと何メートルの作業車なのかを一応確認しとったほうがいいんじゃないですか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 業者選定及び発注手続について幾つかお尋ねします。

今の説明で、順繰りに業者に連絡を取ってってという説明があったんですよ。そこをちょっともう少し具体的に聞きたいんですが、どうも順繰りってということは連絡を取る業者のリストが担当課には存在するっていうことでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。リストはございません。もう今となつては担当の中の頭の中に入っているっていうのもありますし、過去の実績をくくりながら、こういうときはこういう業者を頼んだんだっていうのを、やっぱり一回過去を一回見直してみるっていうところも、当然、どういった書類を出したかっていうのも含めて確認を取りますので、そういった際にこういう業者さんがいるんだっていうのも踏まえながら、それが蓄積された結果、発注の中でそういうお声かけをする業者さんが何者か思い浮かんでいるのだと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。順繰りって言葉がちょっと曖昧だったんで、今の説明でかなり分かったんですけど、そうすると、発注リスト、発注候補リストがあるわけではなくて、そのときの担当者のたまたま頭に浮かぶ数者、数者っていうと5者も10者も浮かばないと思うので、2つとか3つ、多くても4つぐらい浮かぶ中から、その担当者が頭に浮かんだ中から判断から連絡を取っているっていうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。ちょっと頭の中までは分からないんですが、大体10者ぐらいは数年携わっていると、頭の中に蓄積されていく形にはなります。その中からお声がけを順次して行って、タイミング的に合致する方が何者かいらっしやれば、その中で見積りを頂くっていう流れに基本はなっているのかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そのときは担当者だけじゃなくて、複数名で協議してここに連絡し

ようってみたい流れなんですか。それとも、担当者1人で順番に連絡するっていうことですか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。まず、うちが教育委員会の場合の中でも学校教育がちょっと特殊でして、学校の事務と委員会で予算をそれぞれ別々に執行しているというのがございますので、学校に関していいますと、学校の中でもある程度蓄積された情報というのがあると思いますので、ちょっと私がどういったものを使い回しているか、利用しているのかまでは把握していませんが、そういった中から学校の裁量で発注をしている分もございます。少額に関してですね。数万円の修繕とかに関しては、もう私ら介さないで自発的に動けるようにということで予算を切り離して管理しております。

私どものほうは、そういった中で、委員会の中での予算の執行をする中で、こういう業者で考えているんですけどっていうケースもございます。これでいいでしょうかっていう担当からやっぱり相談されることもございます。こういう業者もいるから加えてみたらどうだっていう話をすることもございますので、そこはもう協議の中で最終的に決まっていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 質問すると具体的な答えが出てくるので大分イメージがつかめるようになったんですが、学校の発注と教育委員会の発注が違うのはそのとおりだと思うので、学校教育課の発注に関してお答えください。具体的には担当者任せのことのほうが多いんですか。それとも、どこにしようかねってやっぱり複数で協議して業者は決めるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。ある程度はもう担当者の中で、こういう系統のときにはこういう業者さんに声かけたらいいんじゃないかっていう思いはあると思うので、ある程度たたき台はつくっていきます。その中で、これじゃあちょっと駄目か、いいかっていう話は、起案のときにもありますし、起案の前のときの相談で分かるときもございます。そのタイミングで、緊急度が高ければ当然あらかじめ相談全員でしますし、そうでない軽微な修繕に関していえば、もう担当者の思いの中で抽出された事業者さんの中から見積りを、依頼をかけるっていうこともございますので、一概にこれだっていう言い方がちょっとできにくいんですが、ケース・バイ・ケースだと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 2つ契約があるんですね。10万円を超える場合で随意契約をす

る場合は、特殊なときは1者見積りになりますけど、そうじゃないときは2者、3者の見積りを取っていますよね。10万円未満の場合は1者しか見積りを取らないと思うんですけど、その二つの場合で業者選定に違いはありますか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。これも事案の種類によるんだと思うんですけども、異なる場合もあれば、同じ事業者さんになる場合もあると思っております。それがまた先ほど言いました手持ち具合とかいろんなタイミングの話っていうのもございますので、その辺の総合的なことを勘案した結果、同じになる場合もあるし、ならない場合もあるということだと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと私が聞きたいことと答えがかみ合っていないように感じるんで、具体的に聞きます。10万円未満の発注の場合は、順繰りっていうと、何か順番に業者を回して均等になるように発注しているようなイメージを持っていたんですが、限られた資料ではございますが、我々が目にしていて資料を見ると、やはり特定の業者の数が多いい。特定っていても1つではなくて、やっぱり上位2者、3者の数が多いように思えるんですけど。ですから、発注のときに、町内にはほかにも広く業者がいるわけですから、受注機会を広くほかの業者にも与えようっていうことで、受注が偏らずに均等になるような配慮っていうのは常になされていたんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。私の中の考えとしましては、当然、地元・地域を中心に探すっていうのが念頭でございます。これはちょっと担当のほうにも、偏っている場合は、それ築城地区だったらちょっと椎田地区入れるのはどうかなっていうときは進言したりもするときに、事案の内容によっては言うときもございますが、その中で複数者、数者で回しているようになっていう話もございましたが、これはもうちょっと結果的な話といいますか、冒頭で言いましたように、いろんな安価な工法を提案するとか、過去の事例とか、アフターフォローをしていただけるとか、即応していただけるっていう、身勝手な私どもの要求ですから、今すぐ来てくださるか、そういった内容に応じてくれる方がその複数者の方に集中していたのに甘んじていたっていうのはあるのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 割と率直にお答えいただいているんですけど、結局、使いやすいっていうところを言うと悪いんですけど、そういうところに集中していて、また、中原さんも、我々が集計した資料を見るとこんなに多いとは思わなかったっていう率直な感想をおっしゃってくれていたんで、誰もどこの業者にどれだけ発注しているっていう管理をしていなかったように感じ

るんで、そういう管理をしていなければ、そもそも特定の業者に偏らないように均等に発注するようになっていうコントロールは無理だと思うんで、今までそういう意識は欠けていたっていうのは言えると思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。そうおっしゃられるとちょっと私もそうだろうとしか言いようがないんですけども、先ほど言いましたように、私の中では地域っていう考え方、これは当然、入札案件を以前ずっとやっていた関係もございますので、その辺の教育をされていたっていうのもありますので、基本的には地域ごとに、組合ごとにとかいろいろあるんですけども、そういったのは必ず頭によぎります。その中でも、大きな工事に関しては、そういう組合の関係とかいろいろあるんですけども、こういう軽微な修繕系っていうのがどうしてもその垣根を越えてしまうっていうところも現実ございますので、その辺は今後さらに校区内とか地元っていうのをさらに意識した選定というのを進めていく、今回をきっかけにやっていきたいなとは思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。別の質問をします。10万円未満の契約に関しては、築上町の場合は財務規則で支出負担行為兼支出命令っていう簡易な書類が認められていて、ほとんどそれを使っているんですが、我々が資料を請求すると、取りあえず——正式名称を間違えたらいけないので見ながら言います——支出負担行為兼、何だっけ（「支出命令書」と呼ぶ者あり）支出命令書ですかね。それがそれ1枚しか出てきていないんですけど、これ1枚ではなくて、当然、発注の係る書類、また、請求書や工事写真とかいろいろついているんだと思うんですけど、どのぐらいついているんですかね。まず、10万円未満の分は、契約前で見積書や契約書は存在するんでしょうか。また、この支出負担行為兼支出命令書っていうのは、財務規則を見ると、仕事が完了して請求書が提出されてからつくる伝票のようにあるんですよ。ですから、請求書が出てくる前にどれぐらいの書類を取り交わしているのか。また、その書類が役場にどれぐらい保管されているのか。また、請求書が来ているのは間違いのないと思うんですけど、請求書以外に工事写真だとか完了検査に相当するような書類がどれぐらいついているのかっていうのを説明してください。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。まず、10万円未満が、通常「兼命令」という言い方をするんですけど、それにしていってなったのがここ数年前ぐらいの話なんですけども、なぜそうなったかというのが、まず、事務の簡素化というのが大きな狙いだったと

いうふうに私は認識しております。これはもう財政当局のほうから、書類が多いつていうのも従来から懸案事項だったとは聞いていますので、そういった面も簡素化するっていうのもありますし、担当者の負担も減らすっていうことで導入されたと認識しております。ですので、10万円未満ということでもありますので、基本的には現地立会をしたり、もうこれは担当によると思うんですが、写真に収めたり、写真の提出を求める事業者さんもございます。ここで、画一的な作業内容として、そういったものを必ず求めなきゃいけないっていうルールブックがないものですから、担当者、担当部署、他の部署でちょっとばらつきがあるのではないのかなとは感じております。

○委員長（武道 修司君） 教育委員会はどうなっている。今のこの……

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） これに関しても、もう事業者さんが進んで写真台帳を出すところは出させていただいて、それは受領しておりますが、私らが現地に一緒に最終的には一回立ち合いますので、もうそれでよしってなったときには写真は求めていないっていう場合もございますので、必ず全て具備されているかと言われたら、ないというふうな言い方しかできないのかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） そやけん、あるのもあれば、ないのもあるっていうこと。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、一番簡易な場合は請求書しかないケースも、1つ、2つじゃなくて結構多数あるっていうことでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。おっしゃるとおり、もう特に軽微なものに関しては現地立会という形で終了している場合がほとんどだと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私ばかりになって申し訳ないんだけど、兼命令は数年前からとおっしゃったんだけど、私が持っている令和2年版の事務必携では既に兼命令でオーケーになっていて、令和2年ということになったらもう5年前だから、相当前から兼命令でオーケーになっていたと思うんですけど、令和2年からですか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。ちょっとすいません、手元に具体的な資料を持っていないんですが、ちょっと数年という語弊があったんですけど、最近という言い方では令和2年ぐらいが正しいのかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 令和2年だともう5年前ですから、数年っていうのはイメージが異なりますけど、私も今、事務必携、どこにないかって手元を探しているんですけど、事務必携によれば、兼命令を使える場合でも、添付書類として契約書その他幾つかの書類が並べて書いてあって、請求書1枚ではいいっていう記載にはなっていないかと思うんですが。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。支出する事案にもよるのだと思うんですけど、手数料などで大きな場合は契約書が要るっていうふうには財政から一度言われたことは記憶しています。修繕に関して10万円未満で契約書を取り交わすっていうのは、見積結果の結果、10万円を切っても請書を交わすっていうことはございます。そういったものは添付しているのかなとは思いますが、明らかにスタートが10万円未満の場合は請書をつくらないっていうことが事務上ございますので、そういった場合は請求書のみ、もしくは課内決裁を取っているところはそういった起案をつけているのかもしれませんが、その程度の添付書類で終わっているのかなとは思いますが。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 長くなるので、この手続関係はもう企画財政とかとやるべきなんだろうから、これを最後にしますけど、やっぱりその辺の手続がずさんなんですよね。財務規則上は請書を省略できるような規定はどこにもなくて、財務規則上は、私が読む限りは、請求書1枚でお金を払っていいような規則はどこにもなくて、財務規則を逸脱した事務手続が横行しているようにしか思えないんですよね。口頭の契約だけして、請求書が上がってきたら支払っているっていう、簡単に言ってしまうとそういう手続が多数横行しているような気がするんで、これはもう中原さんと私でやり取りしても仕方がないんで、今後の大きな課題としてここでは指摘しておきたいです。

そうしたら、最後に質問させてください。10万円以下の兼命令の場合は、もう特定の業者と現地で打ち合わせて、10万円以下ならいいよって口頭だけでお願いして、請求書上がってくるのを待つみたいなやり方が今やっているっていうふうにおっしゃったんで、それが一つは私、9万9,000円の請求書が多数出てくる原因のような気がするんですよね。この学校教育課のリストを見ても、9万9,000円結構目立つんですよね。先ほど指摘のあった椎田小学校の分離発注ではないかって指摘があったやつも、たしか両方とも9万9,000円じゃなかったですかね。これがなぜ9万9,000円になるかっていう、9万9,000円の根拠があるのかって確かめたかったんですけど、これも下手すると請求書しかない。事前の契約関係、金額の根拠が分

かる資料はどうもない可能性も出てきたし、そもそも10万円未満の場合は価格の比較をしたりするんですか。もう特定の業者を指定して、もう現場に呼んで、もうその人に頼むことが前提で話が進んでいるような気がするので、もっと安い業者があるんじゃないかとか、そういうプロセスはございますか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。明らかに軽微というか、少額過ぎる、一、二万円とか、そういった修繕に関してはもう即、その場で発注をしたりとかいうのは多々あると思います。業者さんがこれは帰ってみないと、見積りしてみないと分からないけど、恐らく越さないよとか越すよとかいう話はその場でしながら、もし越した場合はすいませんけど見積競争ですけどいいですかという話はします、当然。そうしたら、「いいですよ」というおっしゃられる方が大半です。

10万円未満になるっていうところは、私たちもダンピングになるからそんなにお願いはできないんですけど、安くしていただけるようなお話は会話の中でできる場合もございます。こういった部材を使えばもうちょっと安上がりにはできるよ、これに変えたらもう少し強度が増して、なおかつ安くできるよとか、アドバイスを頂きながら進めていくっていうことも当然でございます。結果的に事業者さんも赤字になるような見積りは打たないとは思いますが、事業者さんの中の企業努力という言い方でいいんでしょうか、分からないんですけど、そういったものも総合的に勘案してあるのと、事業者さんも経験上、10万円を切れば契約しなくていけるっていうどこか経験則で動かれている部分もあるんじゃないかならうかなとは思っていますので、そこがちょっとお互い、発注側も受注側も甘えているといえれば甘えているというか、そういった点でお願いが進んでいるところかもしれないなとは思っております。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、もう一回。

○委員長（武道 修司君） はい。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これを最後にします。さっきの椎田小学校の北側と南側の歩道橋の件の9万9,000円っていうのは、どちらも北側と南側の場所が違うだけで同じ工事内容ですね。それともう一点、今の説明の中で、請求書以外の書類がないのが多々あるっていう説明だったのに、今の説明では発注前に見積りっていう言葉が何回も出てくるんですよ。だったら見積書があるんじゃないかと思っているんですけど、見積書がないのがたくさんあるのに見積りっていう言葉が出てくるっていうことは、その見積りは現地あるいは電話等で協議している口頭での見積りですか。それとも見積書があるんですか。その2点をお願いします。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。ごく少額に関してはもうそこまでない

んだと思うんですけども、一旦、ちょっと値が張る10万円近くとかになれば、当然、予算があるかどうかというのも確認しなきゃいけないっていうのもございますので、一旦、後でもうちよっと多かったっていうことが言われないうちに、一旦数字は見せていただくようにはしております。それが予算の範囲内でかなっていれば、当然、発注できるかもしれないねっていうところで判断する材料の一つにさせていただいております。

先ほどの9万円の椎田小学校の施工場所っていうことについては、歩道橋の両端、内側の両端のそれぞれの手すりっていう意味合いで、北と南ですかね、という形の表記にはなっていますが、両端です。内側。（「だから、両方同じものを同じように」と呼ぶ者あり）同じ位置というか、同じ手すりの案件という形にはなっております。

○副委員長（宗 裕君） 今の話だけど、じゃあ、9万円ぐらいのやつは見積書あるのね。少額なら仕方ないとして。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） これもちょっと私も担当者に全部取っているかっていうのは聞いてみたんですけど、大体取っている、取るマニュアルがないので、大体、事案が終わって一定期間が過ぎたら破棄しているようなことは伝え聞いております。

○副委員長（宗 裕君） あるけど、破棄している。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 取る決まりがないということでございましたので。

○副委員長（宗 裕君） 支払いのときには会計課でつけるんじゃないの、見積書があるなら。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 見積書は添付しません。請求書だけで兼命令はいけますので。見積書はあくまでも予算が担保としてあるかっていう確認資料でございます。

○委員長（武道 修司君） もうここでその議論をしたところでどうしようもならないので。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今日、お話聞いていて、中原さん、物すごい頭がいいみたいだから、ほかの方に聞いていないんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど中原さんも、偏っていると言われればとおっしゃっていたんですけど、以前にも都市政策課の前課長さん、それからその前の前々課長さんから、偏っているという回答があったんです。先ほど中原さんも今後改善やつぱりする必要があるというふうなことをおっしゃっていたんですけど、これですね、このような改善をしていくためには、中原さんのお考えでは、大体、全庁的に職員を何割ぐらい増やす必要があると。私は今いろいろな話を聞いていてずっと思っていたんですけど、大体3割増しぐらいの必要があるんじゃないか。私は素人ですから分かりません。中原さんのお考えでは、大体何割増しぐらいおったらもうちょっと、例えば先ほどの廃材の利活用とかそういう仕事もできるとお考えですか。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。他の自治体の事例で私も知り得ているところでは、再入庁みたいな再入部署ですね、特化してつくっている部署、そこでSNSとかで販売したりとか、そういった手法に特化した部署をつくっているというのは承知しております。ちょっと市町村名までは今思い出せないんですけど。それはもう首長次第ということでございますので、新しいそういう専門部署をつくるのであれば数名当然増やさなきゃいけないと思いますが、3割というのはちょっと。全体計画と申しますか、それに関してはちょっと採用計画の絡みもございますので、別立てで、今ある職員で頑張らなきゃいけないのかなとは考えておりますし、当然、今の財政部局の中でまず指針を示さなきゃいけない話になるろうかと思っておりますので、私どもがきっかけをつくる、伝達をするっていうことはできますが、チームとして動くのは財政部局が中心になるのではないかと、現状のスタッフで行うべきとは考えております。考えているというか、思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 手短かにいきます。これ、中原課長補佐がいない前年度の令和5年の案件なんですけども、85ページから92ページまでずらっと9万9,000円、6万6,000円、8万8,000円、9万9,000円、9万9,000円、7万9,200円、9万9,000円、5,500円、これ、小原小学校、築城小学校、下城井小学校の3校でほぼ雨漏りと給食室なんです。先ほど中原課長補佐が言った令和6年に関する分割発注は根拠を述べていただいたんですけども、客観的に見て、これは分割発注のような僕は気がするんですけども、客観的に見て、前任がされた工事について分割発注じゃないかなと僕は思うんですけども、どう思うかちょっとお聞かせ願いますか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。雨漏りに限った言い方をすれば、ちょっと私も経験上あるんですけども、どこから水が出てくるのか正直分からないですし、雨が上がった後、しばらくしてからどこからか流れてきたのが急に天井から漏れ出すっていう予測ができない事案でございまして、あるAという施設内で1か所対処済みということでお願いしたのに、また反対側からも水が出てきたっていうことはよくある事象でございます。そういったもので、恐らくという言い方で悪いんですけども、同じ学校名で何件か上がっていますが、事象的にはそういうたちごっこで対応せざるを得なかった、現場で急遽増えた案件ということがあるんじゃないかなと。経験上、私もそういったことで対処したことございますので、その類いの案件だと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 課長補佐、よく見てもらっていいですか。下から僕が今言った2つ、9万9,000円と5,500円って、起案の日2日違いで同じ給食室のドアノブの修理が5,500円が入っているんですよ。これ、僕は10万円にならないようにしたようにしか見えないんですよ、数字だけを見ると。換気扇をつけていたときに、ドアノブの交換をしてくださって言われたかもしれないです。かもしれないですけども、これをつけていたら10万円超えちゃうんですよ。今まで、学校教育課が一番最後なんで、僕らもいろんな人たちから説明を受けてきて、10万円を切るように起案を上げているという証言も今までであった中で、今、僕が見た中でどう思うかという、客観的に聞いているんですけども、こんなに僕じゃあ雨漏りが前年、翌年にあるかちゅうたらないんですよ。多分10万円できなかつたからやったと僕は思うんですけども、こういう数字のところを見て、今の考えは変わりませんか。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。一応、担当のほうにも、意図として分割発注をするようなことはあるのかとは確認はしてみました、そういう意識は毛頭ないというふうには言っておりましたので、これも先ほど言いましたように、いたちごっこっていう雨に関していえばあるんですが、現場に1回とある事案で伺ったときに、ここもやって、ここもやってというのが当然後出しで、業者さんが来たついでにためていたのをついでにやってくれないかっていうのは、学校サイドからはよく言われます。学校も、日頃はそれは急がないけど、予算があれば可能などときにはやろうかっていうのも当然ストックとしては持っている分が何分古い施設ですからあるみたいです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 最後に聞かせてください。もちろんそうなんでしょう。ただ、入札に入っている業者で、年間に築上町から1件ももらわない、随意契約をもらわない業者も、入札も取れていない業者もいっぱいいるんですよ。そういうのを理解した上で、次から次に順繰り順繰り決まった業者にやるっていうのは、もうやっぱり癒着を疑われる行為になると思うんですよ。こういうふうにはずっと続けて同じ場所で。しかも全部9万9,000円で。雨漏り修理とか全部そうじゃないですか。見積りもなければ、やってみてできていなかったからもう一回9万9,000円でやって止まったっていう、理解し難い内容が多いので聞いているんですけども、多分そういう返答をしていけば、多分改善の余地が逆にならないと思うし、よその課の係の子らは、分割発注かもしれないですよというふうな認識で話してくれていたんですけども、今の中原課長補佐の返答でいうと、絶対にしてはいけないというのが分かっているんで、していませんという答えでよろしいんですかね。手順は分かっているんですけども、していませんっていうふうな返答をよその課はしています。

○委員長（武道 修司君） これは中原補佐の担当以外っていうか、担当の（発言する者あり）だ

けん、客観的にどう思うかっていうところで回答をもらうっていうことでいいですよ。

○委員（13番 吉元 健人君） それでいいです。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐、客観的な目でっていうことでお願いいたします。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） このように一覧表で見ると、当然、なお目が行きやすくなってしまふというのもあるんですが、私も客観的にこの表を見たときには多い、似た数字が多いなという印象は受けております。ただ、これが日頃の中でこの数字を意識しているかと言われれば、全くしておりません、私的には。担当がどう思っているかはちょっと分かりませんが、分割発注自体はもう財政課が禁止しているっていうのが基本原則でございますので、積極的にこちらから分けてくださいとかいう話はできないのかなというのがまず認識としてはあります。

結果論としてこういうふうに数字が並んで、場所が同じ、日にちが似通っているということで指摘された分に関しては、指摘されても致し方ないのかなという認識でございますので、今後、改める要素としては優先的に対応しなきゃいけないのかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もう大分、皆さんの意見を聞いて理解ができてきたんですけど、やはり一番問題は、10万円以下の入札、随意契約がやっぱり非常に多いと。金額の根拠も曖昧だということと、もう一点は、特定業者さんが、率直に聞きますけども、学校教育課なり、今まで中原補佐がいろんな課におったと思うんですが、いろんなことで僕はすごく営業力が高いと思っとるんですよ、行政に対して。中心になっている方がやはり役場のOBでもあるっていうことになる、やはりそこは関係性が非常に曖昧になってしまう原因の一つなのかなっていうところがあるんですが、中原補佐自体、特定の業者さんが役場に営業に来たっていう事実を確認したことは率直にございますか。

○委員長（武道 修司君） 中原課長補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。営業といたしますか、よく役場にはいらっしゃる方だっていうのは私の中でも個人的には思います。会えば当然話す回数も増えますし、あのおときお世話になりましたっていう話も当然しながらの、また何かあったらよろしくねっていう程度の話はしていますが、仕事を振ってねっていうところまでは言われた記憶は私の中ではございません。

○委員長（武道 修司君） いいですか。全体いいですかね。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） これ、中原君、この資料見とるんよね。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 見とるんであれば、多分恐らく気づいているんやろうけど、夏場

に雨漏り修繕が、担当はこれ相良君かな。ね。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 相良君が1か所の雨漏り修繕をしたらもうずっと、何ていうかな、例えば、築城小学校で、今は資料ちょっと見ていないけど、築城の小学校でしたら、今度は下城井小学校に移動して雨漏りの修繕とか、この資料にしたら目立つんよね。それはもちろん気づいていると思う。それと、12月26日に塗装をしているんよね。塗装。26日に、何か分からんけど、塗装をしていたら、今度、塗装、何ていうかな、塗装がずっと続いているんよ。分かる。だから、中原君には多分営業はないんやろうけど、相良君はもう日々ずっと、ほかの担当課の若い子にしても同じようなことばかりと思うんよね。だから、エス・ティさんが「雨漏りしておったら、ほかの学校もあるんやないか。見に行こう」って行って多分行った物件なんよ、これは多分。いや、だから、俺は空想で言いよるやんし、中原君も空想で答えようごたるけんね。でも、この資料を見た時点で気づいていると思うんよ。分かる。相良君が初めは例えば雨漏りで本当にしたんかもしれん。そしたら、例えば、椎田小学校やったら、今度は葛城小学校行ってみようか。あんまり椎田ばかりしていたら目立つけん、築城の小学校にしとこうとかいふうになっている。ほかの担当課も全部そういう何ていうかね、からくりっていうかね。普通、塗装を1か所したらずっと塗装、そういうことはしないと思うんやけど。相良君に聞いたことある。これ、中原君も多分気づいておったと思うんやけど、何でここは塗装ばかりしているんか。冬になったら塗装するんかとか。乾きにくいと俺は思うけどね。これは資料にしたから目立つわけや。今、中原君は、資料にしたから目立つからどうのこうの、こういう書き方をされたのでみたいな言い方をしよったけど、逆に、宗さんがこれつくってくれたんやけど、こういう書き方したらもうからくりが分かるよね。それに対して中原君は気づいていったと思うんやけど、どう思いますか。相良君がそういうことを、何ていうかな、営業に来られたというのは、期間は特に短かったか分からんけど、そういうのはもちろん見たことありますよね。余計なことを答えたら俺は質問するけんね、いろいろ。そやけん、何ていうかな、确实やないことも吉元議員に今空想で返答はマニュアルどおりにしよるんやろうけど、実際、書類がここに記録があるのでね、そうしたときに、冬に塗装、12月26日からずっと小学校回りしているんよ。それに対して中原君どう思います。

○委員長（武道 修司君） 中原補佐。

○学校教育課長補佐（中原 寿浩君） 中原でございます。遊具に関しては2年に1回診断といたしますか、壊れていないか、塗装がおかしくないかとか、そういった診断をやっています。それが終わり次第、予算がある限り、多分、手がつけやすい部分から対処していく。AからDランクっていう評価が出るんですけど、そのDランク、Cランクとかを極力A、Bランクのほうに持っていくっていう作業をしているさなかのこれは流れだとは思いますが、あらかじめ数が分かっ

ていれば一括発注というやり方もできたんじゃないのかなとは私個人的には思います。ちょっとどういうタイミングでお願いをしているのか、次の現場も見てもらえますかとかいう話を雑談の中でしたのかもしれませんが、そこはもうあくまでも推測の域ですが、時間に余裕があれば一括発注の準備、設計をつくったり、見積協力を頂いた中で歩掛かりをつくるとかするんだとは思いますが、私だったら一括発注のほうで、まず一発で終わるんで楽かなと思うんで、このばらばらに発注しているのはちょっと帰って聞いてみたいと思います。ちょっとここではお答えができないというか、分かりかねますので。

○委員長（武道 修司君） いいですか。これ見ていただいたら分かるように、先ほど雨漏りのところも言われていましたけど、例えば、下城井、小原、築城、下城井、小原、下城井、築城、下城井、下城井ってなっているんですよ。日にちが7月26日から8月2日、8月4日、8月8日と。明らかにこれは何ていうか、小原小学校、築城小学校、下城井小学校は夏休みに入って修理に入ったっていうふうに見られるんですよ。このときに急に雨が降り出したということじゃないと思うんです。通常、場所が違ったりとかしても、例えば町内一円、例えば、よく私例で言うんですけど、カーブミラーとかガードレールとか町内一円で建設課出すんですよ。と一緒に、これもやっぱりはっきり言って分割発注ですよ。そうじゃないという理由をいろいろと言われたけど、例えば、はしごの、はしごちゅうか、歩道橋にしてもそうやけど、やはりしっかり調査をして分割発注にならんように、分割発注を疑われないようにやっぱりするという。ぐらぐらしたのが反対行ったらまたぐらぐらしたというようなね、ちょっと話がずさん過ぎるというか、事務処理がずさん過ぎるというような感じもします。ここでこれをどうこうと言ってもどうしようもならないので、今後、中原課長補佐が今後やっぱりちゃんとしていきたいという話も今日していただきましたので、そういう点を踏まえて業務を遂行して行ってほしいなど。

今回、我々の目的は、こういうところをしっかりと、経費も少しでも安くする。業務もやっぱりスムーズに進んでいっていただく。なおかつ、住民に対して公平公正な、信頼できる行政をつくるということが大前提になりますので、そういう点も踏まえて今後業務に遂行して行ってほしいなというふうに思います。あとの内容については、令和5年、4年に関しては、特に中原さんがいないときなので、後で鍛冶課長が決裁していますので、鍛冶課長のほうに内容のほうは聞いていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。今後ともよろしくお願ひをいたします。皆さんのほうからはよろしいですかね。

以上で、中原課長補佐の説明をこれで終了したいと思います。貴重な時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。お世話になりました。

そうしたら、ここで一旦休憩といたします。再開は11時半からといたします。

午前11時18分休憩

.....  
午前11時30分再開

○委員長（武道 修司君） すいません、なら、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

先ほど、中原課長補佐に出席をしていただいて、特に中原課長補佐は令和6年からということで、事務の流れ、今の行政のやり方というか、教育委員会のやり方等をいろいろとお聞きをして、大分流れが見えたかなというような感じはします。

今からは、前課長の鍛冶課長に出席をしていただいております。業務が大変お忙しい中、出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本来なら、担当者の方とかに聞くのもどうかなというのがあったんですけど、取りあえず、学校教育課に関しては、各学校の校長先生というか、各学校の関係もちよっとありましたので、課長、課長補佐のほうに出席をお願いをしたところでは

とにかくいろいろと調べてみると、いろんな課題があるのかなというふうに感じています。よりよい行政の運営をとということで我々も調査を進めていますので、その点について御協力を頂ければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。あくまでも我々は住民に対してやはり公正公平な、また、信頼の置ける行政でなければならないという前提で今調査を行っていますので、その点、御理解を頂ければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

質問事項を出していましたが、大体、今、中原課長補佐のほうで回答いただきましたので、鍛冶課長には具体的なちよっと話をさせていただきたいというふうに思います。

資料の85から、番号の85から92の部分で、先ほど吉元議員から中原補佐のほうにもちよっと話をしましたが、これは分割発注ではないかと。雨漏りの工事が大半です。それと、99、100、101、102を飛ばして103、104、105、106、107、遊具とか、ジャングリズムも遊具でしょうけど、塗装とか、塗装が多いのかなというところが数多く見られます。これも冬場にまとめてという。

先ほど中原課長補佐のほうからは、遊具の調査をいろいろやって、数年に1回、その結果に基づいて修理をしたり塗装したりというふうに計画を立てて、予算の範囲内でやっていくということであったんですけど、そういうふうなこととすれば、調査結果が出れば、どこをどういうふうに修理をするかという方針が出れば、こういうふうに修理をしたのかなというふうには思うんですけど、明らかにこれは分割発注に当たるのではないかなと。一括で全て1つの業者でやっていくというふうな流れになるのではないかなというふうにちょっと思われるわけです。

中原君は否定をしましたが、令和6年に関しては、139、145の歩道橋の手すり、南側と北側、9万9,000円で両方とも9万9,000円で分かれていると。片一方を修理した後に片一方もぐらつきが分かったからもう一個をしたというふうな話なんですけど、こういうのは工事をするときに片一方がぐらつきあれば反対側もやっぱりしっかり調査をしてやるべきだったん

ではないかなと。これはもう、そのとき気がつかなかったと言われたらそれまでかもしれませんが、分割発注のおそれというか、可能性も、我々から見たらそういうふうな見方ができるというふうな状況があります。

鍛冶課長のほうから見て、今の中身について見解を頂ければと。特にこれ全て課長が決裁をしていますので、決裁印押していますので、課長の見解をお願いをしたいというふうに思います。鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） すみません。一応、分割発注については、財政課、企画財政課等から分割発注はしないよということと言われておりますので、意識的には分割発注はしない方向で事務はしているというふうに思います。

ちょっと今言われていた雨漏りとか、これについては、学校がそれぞれ違うということもあって、それぞれの学校ごとに発注をしたんじゃないかなというふうに思います。

それから、下城井小の関係についても、そこはちょっと詳細は把握しておりませんが、給食室の工事を出した後に追加でその工事を修繕する必要があるということなのでそれをしたのかなというふうには、今、ちょっと書類を見る限りでは思っております。

それから、椎田小学校の手すりの関係ですけど、これ、今回集計をして、言われたとおり南側と北側ですかね、ということであったので、これは分割発注したのかということを確認をしたんですが、これ、担当者に確認したところ、もともと学校から南側だけを修繕してくれということと相談があって、これ、恐らく学校の予算で執行したんじゃないかなと思いますが、その後、結局、やっぱり北側も状況が悪かったということで、その後に追加で修繕をしたというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 課長から見て、これは分割発注ではないって言い切れますか。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） もともと発注段階で、南側、北側、両方するということが……

○委員長（武道 修司君） いやいや、その前の。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） その前の。

○委員長（武道 修司君） うん。雨漏りの関係とか、塗装の関係とか、修理、ジャングルジムの修理の、ジャングルジムっていうか、その遊具の修理とか。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 雨漏りについては、それぞれ学校が違うので、それを1つにまとめればまとめることも可能であったかなと思いますが、当時……（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと先に課長の答えを（発言する者あり）いや、課長の答えをちょっと。（発言する者あり）

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） そうですね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いやいや、ちょっと今答え、回答をちょっと。課長から見て、これは分割発注ではないと思われるのか、分割発注と思われるのかという。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 小原小学校がちょっと2つありますが、そのほか、築城小学校、それから下城井小学校等々、学校が現場が分かれているので、分割発注という認識は当時はなかったですね。

○委員長（武道 修司君） いつも私いろいろ言うんですけど、今回、建設課をよく出すんですけど、ガードレールとかカーブミラーとかの工事がありますよね。例えば5か所とか10か所とかあったら、全部ばらばらに随意契約でやらないんですよ。町内一円という格好で、中には、その中にカーブミラーがあれば、ガードレールあればというふうな感じで、町内一円で全部やったりということをやったりやられるんですよ。基本的にはそれだろうと思うんです。なぜ分割発注が悪いのかというと、10万円以下で抑えてすると、価格交渉というか、価格の中身が分からないんです。請求書ももらって、先ほどから見ても、請求書だけで支払っているというケースが多いんです。相見積りも何もなし。まとめて入札することによって、もしかしたら金額がかなり下がっていた可能性はあるんです。だから、分割発注じゃなくて、ちゃんとした形で入札、場合によっては見積入札をということにならなっているんだろうと思うんです。だから、財政課のほうが、企画財政課のほうがそういうふうに指導しているはずなんです。

でも、これが認識として、これが分割発注という認識がないでやられているっていうことになると、これは根本的に何というか、行政全般的に分割発注の認識がちょっとずれているというふうに感じるというかですね。場所が違えばとか、都市政策課からもありました、「場所が違っていたんで」。隣の部屋でも「場所が違うから」という。あり得ないですよ。ベランダの清掃にしてもそうです。よその課のあれはあれなんですけどね。

例えば、令和4年でいしましょうか。令和4年でいくと、25番、26番、築城小学校と下城井小学校、3日違いで施設修繕費、ブランコの架台の撤去、給食室の照明器具の取付け、これ、同じ業者なんです。同じ業者であれば、もう2つに、こことここ2つあるけど、2つに分けて見積り出してっていうふうに言われたんじゃないかなと。それと、もう一つ言うと、同じ葛城小学校、44番、46番、それと55番、10月17日、10月20日、10月27日、これ1週間、一番最初から最後でいくと10日の範囲内です。国旗掲揚ポールの修繕、ジャングルジムの撤去、うんてい遊具の撤去、1週間後とか3日後にそういうふうなことがあり得るっていうのはまず考えにくいんですよ。

今の説明というか、私の説明を聞いて、課長、どう思いますか。これは分割発注じゃないですか。場所が違う、中身が違うからというよりも、同じ学校ですよ、これ。同じ学校の中でやっている。いや、この一覧表、宗議員がつくっていただいてこの一覧表を見たから「うわっ」と私も思ったんですけど、見た瞬間にどきっとしましたよ、これ。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。課長、その点、それを見てどう思われるか教えてください。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） 44番と46番、葛城小。

○委員長（武道 修司君） はい。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） それと（「55」と呼ぶ者あり）55、すいません。これ、一覧表で見るとそういうふうになんて受け取れますが、46番については恐らく学校事務のほうで直接……

○委員長（武道 修司君） ごめんごめん、これ、宗さんの資料の打ち間違い。これは何というか、学校教育係の相良さんが46番も。46番の資料を見てもらったら分かります。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） そうですね。

○委員長（武道 修司君） 宗さんの間違いを指摘するのはちょっとあれなんですけど。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） であれば、そうですね。

○委員長（武道 修司君） だから、44、46、55というのは、同じ事務処理なんですよ。

1週間、10日の範囲内でこれだけのことをするというのは、分割発注というか、例えば、さっき中原課長補佐が言ったのは、雨漏りの修理をしました。その間にまた雨が降って、3日後にまた雨漏りしました。追加でまたやりましたというふうな話もあったんですけどね。ちょっとそういうふうな話があったんで、そのときの天気予報も調べてみようと思いますけどね。雨が実際降ったのか降らなかったのか、雨漏りをするような雨だったのかどうかって調べますけど、ただ、これは、ジャングルジムの撤去とうんてい遊具の撤去、これは明らかにもうその調査をして撤去しないといけないということが分かっていたから撤去したんだろうと思うんです。急に壊れたからというふうな事故があったような私報告を受けたことはないんで。だから、これが——それとか、ポールもそうですけど、ポールも一緒にちょっとあれやったからといって頼んだのかもしれませんが、課長から見て、これ、自信を持って分割発注じゃないって言えますか。

○前学校教育課長（鍛治 孝広君） 今御指摘を頂いて改めて実績を見てみますと、分割発注として捉えかねないような状況になっているとは思いますが。

○委員長（武道 修司君） だから、25番、26番もそうですけど、同じ学校の中で場所が違う、工事内容がちょっと若干違うというところで分けているみたいですけど、通常であればもうこれは、何ていうか、同じ業者ですということであれば、やっぱりそういうふうなところもまとめ

て、見積入札でも取って、少しでも安くするという動きをしないといけないというふうにはなっていたんじゃないかなというふうには思います。課長が今見て、課長も多分、そのときに印鑑を押しているときは多分気づいていなかったんじゃないかなと思うんです。場所が違うからとか、日にちが違うからとか、物が違うからと。でも、実際、こういうふうなことで見ると、今、ちょっとやばいなという感じもしているんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はやっぱりしっかり分析をしていただくということが今回の我々の一番大きな目的。皆さんの言い訳を聞くために我々は調査をやっているんじゃないんです。しっかり認識を持ってもらうということが大前提になってくるので、そこら辺をやっぱりしっかり考えていただきたいなというふうに思っています。

私のほうからの質問を終わります。

ほかの方、あれば。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） お忙しい中ありがとうございます。令和4年から令和6年、4年度、5年度、6年度の資料の中で、概算見積り等をやっぱり上げている10万円以上の工事があり、その中で見積り件数が2件、3件あるんですけども、全て伐採、内容によっては、伐採だとどこどこ、修理・修繕等のときはどこどこってというのが同じ業者ばかりの見積りが目立つんですけども、その辺は課長的には問題ない感じですか。

○委員長（武道 修司君） 鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） すいません。今言われてみて、そういう御指摘もあり得るのかなというふうには思っていますが、実際、その時点の事務を執行しているときには問題なかったということで決裁をしたというところなんです。業者については、実績とか、過去の施工のよしあしがどうやったとか、いろんなところを加味して選定をしているので、その事務を執行している決裁した時点では、そういうふうには思っていなかったです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 学校教育が一番最後に説明員さんとして来ていただいているので、当初、僕らが質問できなかったところもある程度知識があるのでできるようになったのでお聞きしたい点が、概算見積りの金額は多分業者に出してもらっている金額だと思います。言いくいんですけど、見積りに入っている相手方は、その概算見積りを大体1万円から3万円上乗せで超えていて、落としているもう特定業者さんが大体二、三万円、激しいときは何千円かの差額で落としています。そういう点にそういう不透明な面を感じることは、この資料を見て、課長見られていなかったと思いますが、例えば、最近でいうと、140ページの37万円の概算が上がっている分は、吉元組さんは40万7,000円、エス・ティ・産業さんは36万3,000円、概算見積りから7,000円引いた金額で落としています。その上にいくと、119ページ、

40万円の概算に対して39万9,410円の金額で落としています。この辺は不可解な点はなかったのでしょうか。そのときは何も思わなかったのでしょうか。もう過去3年ずっとそんな感じなんですけど、これはもう当たり前だったのでしょうか。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 当時、決裁をする段階では、書類がしっかりそろっていれば、特に問題はないというふうに思って決裁をしていると思います。一連の書類がちゃんとそろっていれば、そこまではちょっと当時は思っていなかったと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう正直言うと、学校教育になって吉元組さんとマルセイさんの名前が急に出てきます。エス・ティ・産業さん、うちの各課にわたって多分14課ぐらいと契約をしているんですけども、学校教育に至っては——違います。マルセイさんは、住民生活課の中でも火葬場のブラインドとかその辺では出てくるんですけども、急にここで吉元組さんが出てきて、ずっと出てくるんですね、毎年毎年。それで、課によって見積りを取る相手業者も決まっていってというふうにも見れないこともないので、やっぱりさっき中原君が言っていたように順繰り順繰り業者を回しているなら、ずっと同一の対抗の業者にならないと思うんですけども、本当にそういうふうには的確に業者を選んでいたのかなというのがすごい不思議で。見積り依頼をかけるのも。この辺はもう資料的にしか僕も言えないので、今出てきた資料が思った以上に学校教育課は多かったので、見積り依頼をかけているところの業者が、ほぼ対抗が全部一緒の業者になっていますよね。その辺がさっき中原君が答えた件と異なってくるので、課長の認識的な部分はどうなのかなというのをお聞きしたいです。

○委員長（武道 修司君） 鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 見積りをする業者の選定については、先ほど言ったように、過去の実績とか他課での状況とかをいろいろ聞いて選定をしたということなんです。これは、今回は特定事業者さんの関係で集計をしているのであれなんですけど、ほかにもいろんな業者さんが修繕には携わっていただいているので、私のところに来るときは、もうかなりの業者さんの数が、いろんなほかの修繕とかもありますので、決裁を通りますので、その時点ではそこは特に偏っているなというような認識はなかったというのが実際のところなんです。ほかにも修繕はかなりありますので。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどの中原君の回答といたしますか、中原君の回答は、今、鍛冶課長が業者がかなりの業者がおると言っていたんですが、ただ、中原君は、指名登録業者と登録

業者でない方を一緒に指名にしないという回答だったよね。ということは、業者がもう限られた業者のはずだと思います。（発言する者あり）うん。吉元組さんは、見積りを頼まれて、多分見積りをエス・ティさんに渡したっていう、いろいろな見積り合わせをするために見積りを頼まれて多分渡したという回答を一応聞いているんですが、鍛冶課長たちはそれは多分分からない。その中で、一応、業者は数は多くなかったちゅうことをちょっと認識してもらいたい。先ほど中原君は、指名登録業者と一緒に指名は組んでいなかったという回答やったんよ。だから、鍛冶課長が言うように、何ていうかね、多いなというのはもう多分そこで理解しなきゃいけないよ。登録——中原君は、マニュアルどおりに答えたのか分からないんやけど、エス・ティさんは今指名登録業者です。それはもう鍛冶課長分かっているよね、今ね。中原君は、指名登録業者じゃないから、一緒にエス・ティさんと森林組合とかそういうところと随意契約を結んでいたというような御説明だったんですよ。だから、一応、それはちょっと今後、ほかの議員さんに回答するときも一応頭の中に置いて回答してください。

それと、いい。ちょっと別な、自分が気になったところがあるんですが、先ほどは雨漏りとか塗装とかが目立っていたんですが、今、この分を見ていたら、今度は撤去というのが今度目立ってきたんですね。ジャングルジムの撤去とか、何やったですかね、タイヤの片づけ作業っていうのが123ページにあるんですが、これ、基本的にタイヤの撤去じゃないんですよ。日本語がちょっと難しく、タイヤの片づけ作業ってなっておるんですよ。撤去作業と片づけ作業っていうたら、撤去していたタイヤを多分片づけたのかなというふうに自分は理解するんですが、ただし、学校に関しては、土の中に埋まっているタイヤを片づけて。撤去作業っていうふうには書かなきゃいけないのを、ここを多分、タイヤ片づけ作業って書いておるんですよ。だけん、軽い作業かなと思います。その中で、タイヤは多分産業廃棄物なんですけど、このタイヤとか木に関してもある一定の関係では産業廃棄物になるんですが、この木とタイヤの分に関してはどこに処分したのかを説明してもらってよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 伐採した木については、干拓の液肥センターの横に町有地があつて、そこに大体、各課の伐採木は搬入をして、そこで年に何回か火入れをして処理をしているというふうに思っています。それと、タイヤについては、申し訳ございません、どういう形で処分をしたのかというのは把握はしておりません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応、仮にちょっと聞いてみたんですが、基本的には、築上町が頼むものに関しては、私が産業廃棄物ってわざと言ったんですけど、築上町が物を例えば、何ですかね、都市政策課のごみよね、住宅の中のごみを片づけるのに関して、業者がするのであれば

産業廃棄物になるんですが、町が委託すれば一般廃棄物。だから、恐らくこのタイヤは多分、清掃センターのほうに持っていったのかなっちゃんふうには思います。木に関しても、液肥のところの災害用のところに持っていったのかなんですよね。だから、基本的にこれをタイヤの片づけにしても産廃代は入っていないよ。エス・ティさんがしているものに関しては、木の処分代とかも、普通、業者がするのであれば処分代とかもなるんですけど、だから、基本的に金額が安いような気がして、処分代が入っていないから自分は高いと思う。処分するところを町が指定してくれるわけだから、だから一般廃棄物なんですよ。町がもし業務委託なりするにしたら清掃センターに持っていけばいいし、木に関しては災害用の土地に持っていけばいい。だから、基本的にこのタイヤの片づけに関しても、ただトラックで持っていったのかな。自分やったら軽トラで持っていくけどね。まだ安くしてあげるけどね、基本的にね。だから、安いとか高いとかいうのをしたときに処分代は入っていないので。比べる業者もいないじゃないですか。吉元組さんにしても、初めから落札する思いがないで、見積りをエス・ティさんから頼まれてからやったって言うんやからね。競争する相手いないよね。そこを十分、業者は少なかったっていうことを理解して発言をお願いします。気になったところは自分はちょっと以上なので。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 回答はもう（「回答はもう」と呼ぶ者あり）いいね。はい。

ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど委員長のほうからるる、分割発注ではないかという厳しい指摘がありました。本当に行政、先ほど来、ちょっと雑談の中で話が出ていたんですが、例えば、この学校でこういう事案が起きたってなると、やはり学校を管理する立場からすると、じゃあ、ほかの学校はどうなのかっていうことの調査にやっぱり入るべきだと思うんですね。特に葛城小学校のこの3点ですかね、国旗掲揚の修繕とか、ジャングルジムの撤去とか、うんていの撤去っていうのは、本当にその都度その都度上がってきたものに「ああ、そうなの、そうなの」っていうレベルの話で、恐らく見積入札もせずに10万円以下ですから決裁をしていたってなると、もうこれは本当に行政のチェックが本当に甘かったなという指摘せざるを得ない、一番本当に大事な部分だと思うんですね。ほかに関しても、学校教育課ではなくても、ほかの課にしても、本当にそういう案件がすごく多いんで、そこはやはり課長、今後、今は総務課という立場かもしれませんが、やはりそういうもののチェックというか、そういうものの周知徹底は必ずもう一度していただきたいなと、企画財政課とも併せてしていただきたいなというのがあります。

それと、先ほどもちょっと聞いたんですが、このエス・ティ・産業さん、名前出しますけど、やはり中心になってやっている方は役場のOBの方じゃないですか。課長もよく存じている人だろうと思うし、そこの方がやはりちょくちょく役場に来て、いろんな課にいろんな営業、営業と

言ったらあれかもしれませんけど、いろんな声掛けをしたりしていたっていう、先ほど中原補佐がそういう旨の発言をしていました。そこで営業をしておいたとは言いませんが、その関係性が非常になあなあになっていて、結果的にこういうものになっていったということも一つの結果として出ているわけなので、その辺りも我々でさえカウンターから中には入りませんよ。その方が入っていたかどうかは分かりませんが、そこっていうのはやはりきちっと、OBとはいえ、今はこういう業者なわけですから、そこはまた先ほどの分割発注じゃないかなという疑いも含めて、業者さんとのそういう折衝とかいうのももう少しというか、もっともときちっとした対応をしてください。もう回答は要りませんが、それを課長にお願いしておきます。

○委員長（武道 修司君） ほかに。宗さん、いい。池亀議員。

○委員（14番 池亀 豊君） 一言だけ。先ほど中原さんから、今、工藤さんが言われた、その都度その都度学校から申告があるというふうに言われていたので、学校のほうにその都度その都度言うなど、そういう指導をしたらどうですか。

○委員長（武道 修司君） 学校だけの問題じゃないと思うけど。鍛冶課長。

○前学校教育課長（鍛冶 孝広君） 当時は学校教育課長だったので、よく学校からの要望というのは、もうおっしゃるとおり、次々言ってくるというケースは多々ありましたので、そこはちょっともう今立場変わりましたので、今の現在の学校教育課長のほうにそれはちょっと指導というか、その辺のところはお伝えしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

先ほど、件数が多かったというふうなことで見落としがあったって言ったらあれやけど、件数多い中での一つだったというふうな感じで鍛冶課長も言われていたんですけど、令和4年でいくと、参考までに、施設修繕費136件のうちのエス・ティ・産業22件、令和5年、115件のうちの28件なんです。令和6年はちょっと少なめで、91件中の14件。全体が例えば400件、500件あって、10件、20件っていうのであればちょっとっていうふうになるかもしれないけど、この割合からいったら、この業者多いなという感じは感じていたと思うんです。特に、ほかにイチヤさんとか山内さんとかいろいろとあります。ありますけど、多分、頭の中に上位5者やないけど、3者、4者、5者のところでここは多いよなというのはやっぱり感じていたと思うんですよね。だから、そういうところで中身を見たら、その段階でこれはちょっと分割発注だったんじゃないかなということは気づけたのではないかと。だから、日頃の今までの内容をもう一度これ、資料を見ていただいて、よく分析をしていただいたほうがいいのかなというような感じがしています。我々は、問題を追及するということがなくて、このことを表に出すことによって、これから先の行政がしっかりと、先ほど一番最初に言ったように、住民からやっぱり信頼される行政になってほしいということが大前提で今これをやっていますので、追及するだけが

目的ではないというところを理解した上で、今後の業務に役立ててほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしいですかね。

そしたら、以上で質問は終わりたいと思います。貴重なお時間、ちょっと昼休みにかかりましたけど、来ていただきまして、ありがとうございました。またこれから先、またいろいろとあるかと思います。特に総務課長という立場もありますので、いろんな面で御相談をしたいということもあるかと思います。してもらうこともあるかと思いますので、あくまでも目的は先ほど言ったような目的ですから、何とぞ我々にいろんな面で御支援、御協力のほどをよろしくお願いをいたします。本日は大変な時間ありがとうございました。

それでは、ここで一旦お昼休憩といたします。再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○委員長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中は学校教育課のお話をいろいろとお聞きしました。午後からは生涯学習課ということで、午後からは野村係長に出席をしていただいております。野村係長、ありがとうございます。いろいろな面でちょっとお聞きしたいことがあります。ただ、件数が特に生涯学習課はそんなにたくさんあるわけではないので、質問とすれば、ちょっと集中をして質問するところがあるかと思いますが、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、内容についてお聞きしたいというふうに思います。

質問項目で、質問事項でちょっと出していましたが、学校教育のほうの内容が多かったもので、このような形になっています。生涯学習課においては、令和4年、令和5年、令和6年を見ると、令和5年が異常にちょっとその年が多いという状況があります。その特定業者がなぜこの令和5年に急激に多かったのか、何かその背景があるのか、何らかの理由があったのかを教えてくださいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。野村係長。

○生涯学習課係長（**野村 仁資君**） スポーツ振興係の野村と申します。よろしくお願いします。

○委員長（**武道 修司君**） マイク入っちゃう。

○生涯学習課係長（**野村 仁資君**） 先ほど、武道委員長の御質問の令和5年に件数が多いというのは、ちょっと私としては特段多いのかなとは思ってはいないんですけど、ほかにもいろんな業者さんに修繕等お願いしていますので、ここが飛び抜けて多いのかなっていうのは思っておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 例えば、施設修繕費でいくと、電気系が多いんですね。例えば、施設修繕費、令和4年でいくと、柏木電気さん、有野電気さん、イチャさん、京築防災、平川ガスさんという格好で上位5者。令和5年になると、柏木電気さんの次にエス・ティ・産業さん、10件、次に9件という、その次に便利堂さん、豊州公益社さん、有野電気さん。その次の令和6年が、柏木電気さん、山内工務店さん、イチャさん、福田建築さん、京築防災さんというふうな格好で上位5者が順番になっているわけですね。令和4年と令和6年は、今言われたようにそんなに多いということじゃないんですけど、令和5年が急に増えているような数字に見えるんです。たまたまなのか、何かそういうふうにと令和5年にエス・ティ・産業さんに依頼をした件数が増えているというのは何かあったのかなということでお聞きしたいというふうに思います。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） ちょっと私としては、特段多かったかなとは思っていないんですけど、委員長がおっしゃったみたいにちょっと件数が違うというのは、すいません、私、ちょっとその数字を把握していなかったので申し訳ないんですけど、ほかの年に比べれば多いと言われたら多いのかなとは思いますが、通常の修繕等の範囲の中で、業者さんをお願いするっていう中で、格別に多いかなとはちょっと自分ではすいません、思っていないです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。内容でいくと、これ、起票者が常盤さん（「はい」と呼ぶ者あり）ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）係長である野村さんが検印をしてしている案件で、6番、7番——資料はありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）6番、7番で、令和5年の7月の20日と令和5年の7月31日、両方とも施設修繕費で、一つは体育館、一つは弓道場、近い日にちなんですね。それと、9番、令和5年の8月の25日に弓道場。弓道場は両方とも雨漏りの関係なんです。体育館も雨漏り。なぜこれをあえて分けて修理に出したのかをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 恐らくもう場所がおのおの違いますので、分けて見積りをお願いしたんだろうと思います。最初、椎田体育館のどちらかな、こちら6番について、屋上防水修繕っていうのは、その前の椎田体育館の雨漏りがあったということで。

○委員長（武道 修司君） 4番もそうよね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 4番。

○委員長（武道 修司君） うん。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 雨漏りがあったということで、見てもらったら屋上の水がたまっていたということで、取りあえず、ごみがたまっていたんで排水作業を行ってもらいました。それは見積りを頂いて、課長の決裁を頂いて、口頭等ですけど、課長に頂いて作業してもらった中で、まずは見積りを取ったので、その作業をしてもらった中で、作業中に屋上の防水シートが

よろしくないということを頂きまして、それはもう作業で終わらせてもらって、6番の作業を改めて見積り頂いて作業をお願いしたということになります。

○委員長（武道 修司君） 7番と9番は。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 7番と9番ですね。

○委員長（武道 修司君） 弓道場。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。7番のほうも、まず、この妻面という形で（「妻面」と呼ぶ者あり）妻面という形で、棟があって垂直に面するところのまず雨漏りが分かりまして、そこも見積り頂いて修繕を行いました。後日、これでいくと9番ですかね、椎田弓道場雨漏り軒先修繕ということで、こちら、軒先の部分も雨漏りがしているということが分かりましたので、こちらを改めて見積り頂いて、10万円以下だったので、課長の承認を得て作業を行ってもらいました。

現状としては以上です。

○委員長（武道 修司君） 先ほど野村係長が、例えば、体育館と弓道場、場所が違うんでというふうな発言をされたんですけど、例えば、建設課の話をすると、カーブミラーとかガードレールがあったときに、全部ばらばらで工事を依頼かけないんですよ。町内一円とか。それはなぜかという、分割発注になる可能性があるということと、分けてすればその分経費が無駄になる、まとめてしたほうが安くなるということで、分割発注というのは、多分、企画財政課のほうからも分割発注はしないよというふうに言われている案件だろうと思うんです。場所が違うからということで、例えば、これが屋根を専門にされる業者、例えば違うところをする専門の業者というところで分けざるを得ないという状況なら分かるんですけど、これ、全部1つの業者なんです。1つの業者のところを9万円を2つに分けるということをする、本来なら1つで見積りを取って、少しでも安いところというふうにするようにしないといけないだろうと思うんです。だから、この表を見ると、分割発注になっていたんじゃないか、なるんじゃないかというふうに我々が見ると見えるわけですよ。その点について、今見ると、これが分割発注だったのかどうかという感覚があるのかないのかを、係長、すいません、お願いいたします。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） すいません。当時、たしか大雨か何かがあったとは思いますが、すけども、施設ごとという感じで、すいません、私がもうそういった形で見積りをお願いしたという形で、分割発注とはちょっと思っていなかったです。

○委員長（武道 修司君） 今見てどう思いますか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） ちょっと疑念を皆さんに抱かせてしまったというのがあれば、またちょっと今後改められるようにしていけたらいいなとは考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 皆さんそうなんですけど、施設が違うとか、場所が違うとか、極端な場合、隣の部屋だから違っていたとか、片一方は修理費で、片一方は手数料だから違っていたとか、どう考えてももう1つの流れの作業の中で一緒にしないといけないものが、今、野村係長が言われるように、場所が違うとか、日にちがちよっとずれていたとか、そういうことで本来分割発注じゃなくて一括発注をして見積りを取ってなるべく安くするとか、場合によっては入札、金額がまとまれば、ある程度大きな金額にまとまれば入札をしないといけないというところでやらないといけないんですけどね。たまたまこれは1つの業者だけしか出していないんで、ほかのところも同じようなことが起きているんだろうと思うんです。例えば、電気関係とかでいえば、場所が違うから、こことここ場所が違うからというふうなことでなっているのではないかなと。そこまで今ちよっとこちら資料をそろえていないんで、一概に憶測で今ちよっとなりますけどね。多分、感覚がその感覚で業務をされれば、そういうふうなことになるのかなというふうに疑念がちよっと出てくるというかね。だから、そういうふうなことを踏まえて、今のエス・ティ・産業だけの問題じゃなくて、全体的に見てそういうふうに場所の違いで分けていたんではないかというふうに思いますけど、どう思いますか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） あえて分けたという認識はなかったんですけど、今後、改めていけるように、なるべく一緒にしたりとか、町費を抑えるような形で改めていけるようにはしたいと考えています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 10万円以下、9万9,999円までであれば、見積りをもらうなり、話を口頭ですべて請求書があればもうそれで支払いができるという、事務的には楽って言ったらあれですけどね、10万円以上になれば当然見積りを取って、見積入札をしてということになると、時間もかかるとかそういうふうな形になるんですけど、ただ、これはあくまでも住民のというか、町の税金なんで、住民にやはり信用・信頼というか、そしてまた、業者にしても公平公正という部分で、それが町の信頼に関わってくると思うので、そこら辺も踏まえて今後業務をしていただきたいなど。

今回、我々がやっている今この調査は、ただ単にあら探しをしているわけじゃなくて、適正な事務処理をしていただいて町の信頼をしっかりと持ってもらおうということで今調査をしています。感覚的に、先ほど言われたように場所が違うとかそういうことで、町自体の本来ならもう少し安くできた可能性のあるものを、そういうふうな形をすると、財政的に厳しい状況でありますので、そこら辺も踏まえてしっかりと今後やっていただければなというふうに思って、今、こういうふうな調査をしているということだけ御理解をください。私のほうからは質問をこれで終わります。

ほかの方から何かありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） お忙しい中、ありがとうございます。件数が少ないので、もう端的に聞きます。令和6年度の17ページ、引込線撤去作業とあるんですけども、基本的に随意契約を結ぶときには専門業者を使うというふうに伺っていますが、なぜエス・ティ・産業さんをこの電気の引込線の撤去作業に選んだのか分かればと、先ほど言われていました見積り等は、基本的には書類として残しているのでしょうか。ほかの課は残していないところが多いみたいですが、ほとんどの内容を見積りでもらってというふうに今さっきは述べられていたので、見積り等は起案書の詳細資料で課で取っているのかどうかの確認です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 今回、17番のエス・ティ・産業さんに引込線を頼んだ件については、相談をさせてもらったという形で、電気が使えない、外灯がもうなくなっていて、ただ電線が引っ張っていたということで、電気がまず生きていのかどうか分からない等を込めて相談をさせてもらったら、電気の資格ある人もいってということのできるということだったので、もうそのまま見積りを取って、10万円以下でしたので、そのまま作業をお願いしたという形になります。（発言する者あり）については、正直、すいません、残っているものもあるし、残っていないのもあるという形にはなるかと思えます。以前であれば支出負担行為につけるというのがあって、そこで見積りを添付していたんですけど、今、もう兼命令のみになって請求書のみになっているので、ちょっと厳密な管理ができていない可能性はございます。

○委員長（武道 修司君） さっきの中原君と一緒にやね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そこが私、非常に疑問なんですよね。兼命令は支出負担行為と兼用するのであって、請求書だけでいいとは私は思えないので、支出負担行為兼って書いているから、支出命令と支出負担行為の決裁を同時に行うだけですから、支出負担行為を行うのと同じ書類が原則要るはずだと思うんですけど、呼ばれて、我々、役場の職員の方に我々が質問すると、請求書だけでいいんだってというふうに皆さんおっしゃるんですけど、そういうふうな規則、そういう指導なんです。請求書だけあればいいと。ほかのがあっても悪いことはないだろうけど、請求書だけがあればいいっていう規則、指導なんです。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） よろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） はい。野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 現時点で、支出負担行為兼支出命令書の段階で、ちょっと私が認識が正しいかどうか分かりませんが、現時点では請求書のみで決裁が通っておりますので、もし今後改めてそういう指導があれば従っていきたくと思います。

- 副委員長（宗 裕君） いや、十分です。つまり、請求書だけで決裁が通るんですよ。
- 生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 上のほうの。
- 生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） 財政課とか会計管理者の指示が。
- 生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。
- 副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。
- 委員長（武道 修司君） 皆さんのほうからほかに。工藤委員。
- 委員（5番 工藤 久司君） 本当に件数も少ないんですが、係長、先ほど委員長のほうからも、椎田体育館の雨漏り、それから弓道場、これが非常に10万円以下で分離発注ではないかという疑問があるのではないかという質問だったんですが、これ基本、大雨が降ったってさっき言っちゃったですね。
- 生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。
- 委員（5番 工藤 久司君） それで雨漏りがしたと。それで当時したのが4番だと思うんですよ。6万5000円。雨漏り、高所緊急修繕屋上排水設備整備。その後に、何日後ですかね、2週間後ですか、にまた椎田体育館の雨漏り、今度は防水シートを張らなきゃいけなくなったと。そうしたら、今度は弓道場がまた続けて2件あるわけですよ。当然、その弓道場は体育館の隣にあるので、大雨が降ったときに椎田体育館がこれは雨漏りがする、排水の清掃をする、それから防水シートを張るっていう、その何か一連の流れが非常に無駄というかですね、というように感じるのと、どうして弓道場まで目が行かなかったのか。同じように古い施設だと思うので、そこはやはり担当課としてどういう日頃チェックを。先ほども学校であったんですけど、ここが駄目なら、ここを管理して一括ですればいいじゃないかっていうのが各委員さんがみんな意見出たんですよ。これも本当に一緒に、その辺りの管理っていうのを生涯学習課のほうでどうしていたのかをお聞きしたいと思います。
- 委員長（武道 修司君） 野村係長。
- 生涯学習課係長（野村 仁資君） スポーツ振興係の野村です。基本的に管理は椎田地区でいえばしいだコミュニティ倶楽部さんに現場常駐してもらって管理を行ってもらっています。その中で報告があった場合に、ちょっと我々が毎日常駐というわけには申し訳ないけどいきませんので、報告があった場合に現地確認を行って、確かに雨が漏っていますねとかいう確認を行った後に、うちが業者選定を行って見積りを出してもらって、場合によっては契約を結んだりとか、10万円以下であれば発注を行ったりはしております。
- 委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） それでは、この雨漏り、椎田体育館の雨漏りのときに、業者さんのほうから「いや、ここもこうしたほうがいいよ」、「一緒にしたほうがいいよ」というような現地確認を恐らくしていると思うんですよね。現地確認をしたときに、7月の4日にはさっき言った清掃だけで終わって、そのときに、本来であれば、ここ、日数があるので、どうせなら一緒にして、こういう不備もあるから、こういう可能性もあるからという、そういう業務的な提案というのはなかったんですかね。また雨漏りがしたから、2回雨漏りがしたから、1週間後だったですか。2週間後か。違うか。もうちょっとありますか。

○委員長（武道 修司君） うん。10日後ぐらい。

○委員（5番 工藤 久司君） 2週間、10日後ぐらいですかね、またその間に大雨が降って、やっぱりまた漏ったねっていう状況で、この工事を随意契約でしたのか。その辺りの状況をちょっと教えてください。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） すいません。これは、最初の屋上排水設備の作業をしていたで、ちょっと防水シートが悪いんじゃないかっていうふうな提言を受けました。そのときにはもう見積り頂いて作業として発注をかけていましたので、もうこの作業は終わらせてもらって、改めて防水シートの分を見積りを頂いたっていう流れでさせていただいたという形にはなります。

○委員長（武道 修司君） 弓道場は。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 弓道場のほうも雨漏りっていう部分があって、現地確認したら妻面っていうところが出ていたということで分かりまして、こちらも見積りを頂きました。後日、どれぐらいあったかはちょっと覚えていないんですけど、軒先のほうからももう漏れているということで、もしかしたら見えないところから伝ってきて漏れたのかなっていう、もしかしたら、当時、当初の1回目のときには見つけ切らなかった可能性も十分あるんですが、改めて雨漏りが分かったので、見積りを頂いて作業してもらったという流れになります。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） やったところからまた来たから次に見積りを頂いてという順序立ててしているので、野村係長からすれば、これは分割発注ではないという認識で、そうなんだろうなと思うんです。

ここで、今、エス・ティ・産業さんという業者さんが、生涯学習課ではあんまり多くは基本ないんですけど、ほかの今までいろいろ説明に来ていただいた課の工事には物すごく多いという感じなんです。すごく、先ほども聞いたんですけど、営業が上手だったんだろうなと思うんですけど、実際にこのエス・ティ・産業さんが係長のところに営業に来たっていうことはございますか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 売り込みに来たという……

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） ごめんなさい。売り込みに来たという感覚はないですね。最初の取っかかりはどちらかから紹介してもらってとかはあったかもしれませんが、営業活動に見えたという記憶はないです。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 相手さんがやはり役場の元OBということでもあれば、売り込みはなかったにしろ、非常に何ていうんですかね、いい意味でも悪い意味でもないか、すごくフランクな関係だったと思うんですね。ですから、課としても頼みやすいっていう状況っていうのは、やはり見ると、いろんな課を見るとできていってしまった。それがやはり結果的には高いのか安いのかっていうこともあんまり検証されずに、随意契約で請求書だけで金額も払っていたっていうことはやっぱり起こり得ていたと思うんで、いま一度、その辺りの金額の設定に関しても、一度やはりきちっと調査とかいろんなところを検証しながら今後やっていってください。よろしく。

○委員長（武道 修司君） ほかに。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう一点だけ、確認だけ、野村係長に聞きたいのですが、基本的に随意契約、特に10万円以下のやつっていうところは、やっぱり専門的な業者を選定するというのが基本にあると思います。エス・ティ・産業さんの、皆さん、どこの課にも聞いているんですけども、生涯学習課、野村係長から見て、エス・ティ・産業さんは何の専門業者なんですか。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 何の専門って、いろいろ職人さんがおったりとかっていう相談にも乗っていただいているのもありますので、それで対応できるとおっしゃってもらったら、見積りを取ったりとか相談に乗ってもらうのは至極自然なのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では、令和5年度から指名に入られているんですよね、エス・ティ・産業さん。それまでは指名もなく、口頭での電気できるよとかそういう内容だったんだと思います。ただ、町内に専門業者と認定されている業者が僕の知る限り70者以上あると思うんですよね。そこをさておき、件数少ないんですけども、全く依頼もしていないところも多々あると思うんですけども、そこってなぜそういうふうになっていたかなというところを考えると、今さっき工藤議員が言われたように、元OBでもありますし、頼みやすいのかなというのは重々分かるんですけども、逆に、近隣でいうと、元OBがやっている会社を使わないよう、癒

着として見られることが多いので、やっぱり配慮の上で、皆さん、行政の方はやられているのに、うちはなぜかこの課でも専門業者として認識していて、どこの課でもいろんな情報を皆さんが知り得ているので、普通の業者の関わりとちょっと違ってくるんじゃないかなというのあまりよくない傾向なのかなと、今、百条委員会が始まって特に思うんですけども、今後もずっと続いていくわけで、その辺の配慮は係長的にはどういうふう。今、資料的に見て、そんなに多くないです、確かに。ただ、参考資料として学校教育課のほうも一緒についているとは思っているので、それを見た上で、今後の考え方を聞かせていただければ。お願いします。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 今、吉元委員がおっしゃったことに対して、委員の皆さん、住民の皆さんが疑念がないような形で業者選定には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどの引込線の件なんですけど、先ほど、エス・ティさんに技術者がいるというふうに聞いたと言ったよね。その中で、昨年10月なので多分覚えていると思うんですが、その技術者は誰が技術者として上がっているというふうに理解したんですか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） もうお抱えがいるということ……

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 相談させてもらったら大丈夫ということだったので、もうお願いをして、特に、申し訳ないですけど、当時の作業現場等の確認はもう行ってはいないです。後の事後確認で見に行ったりとかはしましたけど。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ということは、これを発注する前にお抱えがいるというふうに、営業つちゅうか、そういうふうに理解していたってということよね。引込みしたときは、もう結果的にエス・ティさんがお抱えがいますよっていうふうに理解しておったんですよね。そういうふうに今俺は捉えたんですけど、その中で、専門、エス・ティさんは電気屋なんですかね。防犯灯の、防犯灯っていうのは多分電気屋さんがつけて、電気屋さんが俺は撤去するのかな、それに電気が来るとか来んとかいう前に、基本的に防犯灯に関しては電気屋さんがつけているんじゃないかと思うけど、どうですかね。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 相談をしたというのは、こちらから相談はしています。こういうことを考えていますけど、できますかということで聞いていますので、その中の相談の中でできますよってなれば、見積りを取って作業をお願いしたという形には。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから、そうしたら、売り込みに、今、工藤議員が言ったように売り込みに来たんじゃないくて、初めの多分、野村係長がエス・ティさんを浮かんだ、紹介、紹介というか、いうふうにちょっと述べたと思うんやけど、誰から紹介されたん。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 最初のちょっとスタートは分かりませんが、さっきが6年度の話だったので、5年度で実際業者さんとしては面識ありますので、相談をしてみたという形になろうかと思います。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何かちょっと納得できないけど。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何ていうか、分割発注とかいうような言い方をしよるけど、もし今後こういう点が出てくるやん。例えば、9万9,000円頼んでおって、何ぼそこでしよっても、横でもし出てくるやろう、こういう工事が。そうしたら、もうその業者には頼まないっちゅう考えがないと、同じように「いや、自分は分割発注で頼んだんじゃないですよ」。もしかしたらそうかも、気持ちは分かるんやけど、それを同じ業者に頼まないっちゅう認識がないと分割発注になると思うし、この9万9,000円に関しても、何も資料が多分ほとんど残っていないんでしょ、資料的なものが。だけん、請求書なりが出されて、目視で確認して、今後、開示請求をする機会が多分、もういろいろなみんな知恵がついたからね、だけん、そのときのためにも、ちゃんと説明できるように今後やっぱりするべきやし、1者の業者がしても9万9,000円頼んであれば、ほかの業者に頼むとかいうことは、やっぱり考え方を変えていかんと、件数が少ないからいいとかいう問題じゃないし、先ほど、委員長の説明の中で、柏木電気さんとか有野電気さんとかは電気屋の専門なんですよね、電気屋の。だけん、そこが何で浮かばんやっただっていうのが不思議でならんし、何でエス・ティさんが思い浮かぶのか。誰が紹介したのかって言うたら、分かりませんって言うし。だから、別におかしくないと思えばエス・ティさんにずっと頼めばいいし、ただ、専門的なものは何ですかって言うたときに答えれんわけやろ。専門業種的なものは、ガラス屋さんなのか、ブラインド屋さんなのか。もう正直、建設業許可を持っている会社に関してよりは多分俺は劣ると思う、何にしても。全部ただ溶接できる人を連れてきたりとか、例えば、犀川の電気屋さんを連れてきたりとか、それがお抱えがおるっちゅうことだと思うんですよ。だから、ほかの例えばイチャさんにしてもお抱えの大工さんもおるし、お抱えの電気屋さんもおるんよ。名前、イチャさんの名前出すけど。だけん、何でエス・ティさんじゃないといけんやっただかという説明がつけばいいけど。何で柏木電気に頼まんやっただかなって、俺、正直思うんやけど。生涯学習課の中で担当課で決まりがあるん。どこどこに例えば発注しようとか、窓口か何か、そういう決まりか何かあるん。だからその紹介者とかいうことを言うの。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 特段、発注担当者って決まりはないです。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっとほかの件で、岩丸の生涯学習センターの件は答えれんよね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） すいません、ちょっと。

○委員長（武道 修司君） 担当やないけんね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 申し訳ないです。

○委員（4番 田原 宗憲君） 尾座本課長は来る。

○委員長（武道 修司君） うん。尾座本課長に聞こう。

○委員（4番 田原 宗憲君） だけん、一応今自分が言ったように、間違っていないと思うのであれば、今までどおり同じ業者に頼むべきやろうし、ほかの町村に関しては分割発注を嫌うので、もう絶対そういうことはないと言った。行橋市とか豊前とかにちょっと聞いてみたら、それはもう絶対ありませんって言う。だから、それがもう当たり前と思ったような説明をされたら、やっぱりこっちも本当は何も聞く思いなかったよ。けど、何か当たり前のように答えるので、一応何か聞かないけんなと思って。一応、そういうことです。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、今、自分の質問から田原委員のほう拾ってくれて、ちょっと内容を細かく説明していただいたんですけども、それに付け加えるなら、令和4年度の2ページ目、トイレの修繕、令和6年度の19番、トイレの水道修理、これ、じゃあ例えば、水道屋さんが屋根の修理もしないと思いますし、電気の配線工事もしないと思いますし、やっぱり明確に、係長、課長たち、課長補佐たちが、やっぱりこの業者の業種は、この業種選定するということをちゃんと明確にしないからこんなあらが出ると思うんですよ。だから、癒着を促すというか、そういうふうに思われちゃうんだと思います。根本に随意契約の結ぶ定義の中に専門業者とあるので、じゃあ、このエス・ティさんが全てできるのであれば、先ほど田原議員が言われていましたけど、どこも全部できますよ。どこもできると思います、連れてきているだけなので。そこをちゃんと理解した上でやっぱり説明していただきたいですし、今後の選定に役立っていただきたいなと思います。もう答弁は大丈夫です。もう十分分かっていると思いますので。以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。いいですか。私のほうから再度確認をします。今、田原委員からも電気の関係で、我々が思っているのは、なぜその業者なのか。例えば、築城体育館、椎田体育館っていろいろとありますよね。完全にエリアを分ける必要はないかもしれんけど、やは

り1年間に何回かしかない仕事の業者さんってやっぱりあるんですよ、町の仕事。旧椎田の業者さんで、例えば屋根関係、工務店関係、1件も入っていないところとかあるんですよ。でも、そういうところを差し置いて、なぜそういう業者さんなのか。今さっきの電気もそうですけど、電気も電気関係の会社はいっぱいありますよ。でも、今、集中していますよね。それで、なおかつ、この電気の工事をエス・ティ・産業さんに依頼をする。旧椎田の電気屋さんが、先ほどちょっと私が件数を言いましたけど、令和4年に有野電気さんが入って、令和5年に有野電気さんがあるんですけど、件数がぐんと減ってきて——減っていないか。5件と4件か。令和6年はあまりない。でも、令和6年にこの電気の仕事が入っていて、それをエス・ティ・産業さんに持っていつている。なぜそこにそういうふうになるのかを皆さん知りたいんですよ。私もそうですけど。そやけん、一番最初に言ったように、なぜその業者にしているのか。電気屋さんであれば電気の専門店だから。屋根であれば屋根の工務店で、屋根のことをちゃんとできますから。特に、弓道場とかいうと、次の年には山内工務店さんとか入っていますけど、工務店、何ていうか、野村係長がよく弓道場に行くから分かっていますけど、普通、やっぱり工務店さんでしょう、あそこは。なぜ工務店さんじゃないところに「これ、修理できますか」、「これ、幾らでできますか」という話を、向こうから来たんじゃないで、持っていったって言われたからね。なぜそれを持っていけるのかなという。不思議なんですよ。ちょっとその説明をお願いいたします。野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 相談をしたっていうのが取っかかりだとは思いますが……

○委員長（武道 修司君） だけん、なぜ相談を持っていったかよ。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） できませんかっていう相談をしたとはあると思います。

○委員長（武道 修司君） 何で電気屋さんに言わんでエス・ティ・産業さんに言ったのかっちゅうことを聞きたいんですよ。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） そこはもう私の勉強不足ということもあると思いますので。

（発言する者あり）特に何もありませんけど。（発言する者あり）そういうのは全然ないです。

（発言する者あり）先ほどの委員さんがおっしゃった専門というのは、管財係と業者さんとも相談させてもらって、10万円以下の随契とかであっても相談していけたらいいかなとは考えております。

○委員長（武道 修司君） 全体的にそうなんです。不思議なんですよ。電気の工事を電気の専門店じゃないところに依頼をする。工務店で大工さんでやっている専門の人たちがおられるのに、なぜそういうふうな工務店がされるような仕事をその工務店に頼まないで違うところに頼むのか。不思議じゃないですか。我々はすごい不思議なんですよ。ちょっと件数が少ないんで、もうほかのところはもう件数多過ぎて時間が足りないんであれやけど、その不思議がもう全てにその不思議

議があって、今日、野村係長にちょっとそこを集中的に質問していますけどね。分からないんですよ、それが我々も。そこが不思議なんですよね。なぜ専門じゃないところにそうやって頼みに、それも何か誰かから言われて頼んだとか、ここに聞いてみたらとかいって言われたとかいうのであれば分かるんですよ。でも、それは野村係長が自らそうやってそこで、担当はその当時、常盤さん、常盤さんに言って、これで起案してってということで話をしたんでしょうけど、常盤さんがそれか探してきたかっていうことなんだろうけど、不思議じゃないですか。それを不思議に感じないですか。勉強不足だからで、単純に勉強不足だから、電気屋さん、電気の仕事は電気屋さんじゃないところに電気を修理を頼むということですか。ちょっと教えてください。野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） お願いした経緯というのは、もう実際お願いしちゃっているんで、今、どうこうというのはできませんけど、今後も、そういったことを改めていけるようにするっていう形かなとは考えております。

○委員長（武道 修司君） いや、すいませんね、しつこくてあれやけど、本当不思議なんですよ。我々だけ、みんな聞いて、今までもそうやけど、何でかなっていう。でも、その「何でかな」が役場全体的に蔓延しているっていうことなんです。役場全体の職員が、特定の業者、今話している特定業者じゃなくてほかのところもそうですけど、偏り過ぎている流れが全体的にあるっていうことなんです。町内にはいろんな業者はおられますよね。ある意味、逆に、役場の行政の仕事が地元の業者を潰している、地元の業者の首を絞めているような部分も、実際的にはなきにしもあらずなんです。だから、そこら辺のところを行政の皆さんにやっぱり知っていただきたい。なぜそういうふうにしていくのかっていうんじゃないで、どうしたら、今後ね、どうしたら皆さんに信用・信頼のできる築上町になるのかというところでやっぱり業務をしていただきたい。今の答弁を聞いてももう疑問だらけで、信用・信頼っていう、特に住民が、今、住民の人が聞いたらびっくりしますよ。だから、ちょっとそういうところも踏まえて、今後、仕事・業務をしていただきたいなというふうに思います。

何か全然真相が分からないまま終わったような感じになるんですけど、取りあえず、あとは尾座本課長にも聞いて、なぜかというところは我々も調査をしていきたいなというふうに思いますんで、ほかの方から何かありますか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） なかなか係長は答えづらいというか、もうそれが慣例になっているんだろうと思うんですね。最後に、このエス・ティ・産業さんは係長にとってどういう存在で、どういうランクとえば、すばらしい企業なんだな、すぐ相談に乗ってくれるから使いやすい業者さんなのかっていうランクとすれば、どういう位置づけですか。今、委員長が言うように、いろんな業種があって、いろんなのがいるのに、すぐその特定業者にお願いをして、手っ取り早く済まそうとするっていう体質だと思うんですよ、聞く限り。しかし、それだけすばらしい企業

であれば、もう本当に多種多様にわたって仕事ができるのであれば、そこは100歩譲ってそうなのかなと思うんですが、いろいろ資料を見てくると、そうでもないようなものも出てきているので、その辺りの評価は係長としてはどうでしょう。

○委員長（武道 修司君） 野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 業者さんとしての評価は、私は悪い評価はしていません。

ほかの業者さんも素晴らしい仕事をしてくれたら評価はいいし、ちょっとなという場合があれば評価は下げないといけないし、他の業者さんと同じような形で評価はさせてもらっています。他の業者さんも仕事がよければ、それはいい業者なのかなと。

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっともう一個だけあった。もう一つだけ、すいません。さっき、ほかもあるんですけど、ちょっと取りあえず防犯灯のところで行くと、防犯灯で相談を野村係長がしたと。撤去できますかと言ったら、もらうことができますかと。できるよと。

うちの業者さん、業者やない、その担当というか、それで電気関係扱えるからって行って依頼したって行って言いましたよね。これが金額が6万500円で来ているんですけど、これ、6万500円が高いのか安いのかという基準はどこで判断されましたか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。野村係長。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 正直、高い低いってというのは、もう1者しか見積り取っていないので分かりません。申し訳ないですけど。ただ、この金額であれば妥当かなという判断で上司に相談をしています。（発言する者あり）高所作業とかを使ったり、線が上にあつたので作業車を使ったりするという話は聞いていましたけど、現場の作業に立会はしていません。（発言する者あり）これ、写真とかは残っていますか。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 写真はちょっと分かりません。すいません。

○委員長（武道 修司君） 分からない。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。（発言する者あり）してもらっています。

○委員長（武道 修司君） 例えば、弓道場のところもそうなんですけど、これが安いかなんか安くないかっていう基準、判断はやっぱりもう……。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 高いか安いかわかれたら、複数者取れば分かりますけど、正直なところ、高い安いってというのはもう妥当だろうという判断でしています。

○委員長（武道 修司君） だから、何ていうか、金額が高い安いとかじゃなくて、もう頼んでもらえればもうそれで終わるとい判断やっただってということですよ。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） ちょっと語弊があるかもしれませんが、財務規則上でも1者随契、10万円以下の場合では1者以上、2者以上取る必要はないって書かれていますので、

そういう判断を上司としてしたのかなっていう。

○委員長（武道 修司君） だけん、安いか高いかは分かっていないっていうことだよ、はっきり言うて。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 1者のみなので。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、ちょっと我々は少しでもやっぱり安くしたいっていうか、さっきの分割発注もそうなんです。まとめれば、まとめて入札をして見積りを取れば安くできるんじゃないかっていうところで、分割発注が悪いっていう話になっているんですよ。件数が少ないので、分割発注か分割発注じゃないかっていうのは別にして、ただ、10万円以下でも高いか安いかっていう判断をね。多分、これはよその課も全部そうなんです。もう言われたから「ああ、そんな値段だろうな」という感覚で処理されているというのがあるんで、ちょっといろんな語弊もあるかもしれんけど、だから、基本的には高い安いっていう一つの基準的な感覚というのは、自分の感覚で判断をしているっていうことですよ。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） どの業者さんにも対してでも、見積りをお願いするときは「安くお願いしますね」という一言は言いますが、上がってきた見積りがおっしゃるように高いか低いかは、1者しかも取っていないので、絶対安いです、絶対高いですとは言えないのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ほかに皆さんから。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 今、ちょっと見ていたら、資料の3番、9万8,912円で、これ、野村係長が起案しているんですけど、そうよね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 整地場の修繕。これ、なぜ9万9,000円やなかったのか。（笑声）

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 分からないです。

○委員長（武道 修司君） それでちょきちょきね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） これで見積りを取られているので、上司に確認して、これでいきますっていうことでお願いしたという形ですね。

○委員（4番 田原 宗憲君） なぜこれは9万円、予算か何かの関係でなのかね。こういう9万9,000円でもここはよかったわけよね、別に。答えれんよね。

○委員長（武道 修司君） 分からんよね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分からんよね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。

○委員（4番 田原 宗憲君） それと、もうこれで終わりにしますけど、野村係長の中では、業

者、築上町の業者は何者ぐらい今思い浮かびます。もちろん先ほど言った有野電気と柏木電気さんとイチヤさんぐらいはちょっと俺名前出したけど、何者ぐらいぼつと言われて思い浮かびます。それをちょっと聞いたらもう終わります。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 何者ですか。（発言する者あり）自分が30、40ぐらいしか知らないのかなと思いますけどね。（発言する者あり）どこに頼むかとかはちょっとあれですけど。（発言する者あり）あんまり詳しくはないです。正直、管財におったことがないんであれですけど、指名自体はたくさんあると聞いたことはありますけど、じゃあ、何者上げれるかっていったら、ほとんど正直知らないところがたくさんあります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。もう近いんで、令和7年の19ページ、令和7年1月28日起案のトイレ回り水道修理ってなっているんですけど、これって何の修理ですか。

○委員長（武道 修司君） これ、担当が違うけん分からん。

○委員（13番 吉元 健人君） そうなんですね。ごめんなさい。19番は……

○委員長（武道 修司君） 分かるんか。これはいいんか。すいません、分かるんやね。

○生涯学習課係長（野村 仁資君） はい。これはパークゴルフ場にトイレがあるんですけど、井戸水を使ってトイレに流しているんですけど、水量が弱いつていうことで相談を管理者が受けて、実際、この配管が地下に埋まっていた探すよりは、エス・ティさんですけど、探すよりはもう改めて敷き直したほうが早いよつていうことで（「何メートル」と呼ぶ者あり）何メートルまではすいません、ちょっと覚えていないですけど。（発言する者あり）貯水槽とトイレは5メートルもないぐらい。（発言する者あり）そうですね。そんなに太いのは入れていないです。（発言する者あり）

○委員（13番 吉元 健人君） いや、今、そこを聞いたのは、やっぱり僕見て全部高いと思うんですよ。妥当って言いようけど。僕、一般業者でも何でもなくて、ただ、1者見積りで妥当だから係長は頼みました、今後は気をつけますとか言っていますけど、じゃあ、自分の家だったらそうなのかなと置き換えたら、いろんな業者に聞くくないですか。僕は聞きますもんね。例えばトイレの水圧が低かったら、水圧を上げてくれそうな人間に何を換えればいいのか聞いて、どこの会社を聞いて、そこが自分で納得いかん数字やったら聞くまで調べないですか。やっぱりそのぐらいぐらいうちでももらわないと、全部任されているわけですから、思いついたけん何とかとか、自分の中でおかしくないからこの金額にしましたとかいうのは多分通らないと思うんですよ、本当に、詰めていけば。もう返答はいいや。（発言する者あり）

○生涯学習課係長（野村 仁資君） 中の排管が詰まっている。井戸水なのでこしてないんですけどね。詰まっているんじゃないかということで。そうしたら、今、流れるようになっていますけど。

(発言する者あり) 圧は、スムーズに流れるかどうかは変わったかとは思いますが、圧はポンプアップしているので。(発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) これもそうですよ。水道業者さんいっぱいおられるのに、水道業者さんじゃないところにこうやってお願いするっていうね。(発言する者あり) いや、そうなんよ。そのその理由が我々は知りたいんやけど、その理由が教えてもらえないんで。(発言する者あり) だけん、野村さんが、野村係長がエス・ティ・産業さんに頼みたいというか、もうそうやってお願いしますっていう感覚というか、そういうような感じで話しているっていうことですよ。(発言する者あり) だから、エス・ティ・産業さんについて。(発言する者あり)

○生涯学習課係長(野村 仁資君) 動きは速いのは速いっていう思いが、認識はあります。(発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) ちょっと雑談みたいになって申し訳ございません。すいません。皆さんのほうからもうよろしいですか。

では、以上で、野村係長の質問はこれで終わりたいと思います。貴重な時間、御協力していただいて、ありがとうございます。

先ほどからお話しているように、我々はあら探しをしているわけじゃないんです。適正な事務処理をしていただいて、行政の皆さんが住民の人たちから信用・信頼される職員であってほしいし、この町がやっぱり住民から信頼される町であってほしいというところからこの調査をやって、その修正というか、今からちゃんとしないといけない部分は、我々もそうだし、職員の人たちと一緒にあって少しでもいい方向になればなということで今調査をしていますんで、これから先もしまた聞きたいことがあったりするときは、また説明をお願いすることがあるかと思いますが、今後ともまたどうぞよろしくお願いいいたします。今日は貴重な時間、本当にありがとうございます。

ここで一旦休憩といたします。再開は2時5分からといたします。お疲れさまでした。

午後1時56分休憩

午後2時05分再開

○委員長(武道 修司君) (中断) ありがとうございます。我々は、野村係長にもお話ししましたが、あら探しをするためにやっているのではありません。あくまでも、適正な事務処理をしていただくことによって住民の人たちが安心安全というか、安心に町政に任せられる、また、信用・信頼をしっかりと行政側として、してもらおうというところで、ちゃんとした事務処理をしていかないけないのではないかという観点と、やはり行政側としても、しっかりとやることによって安心なまちづくりができるのではないかなということで、今、調査をしているところです。

早速、質問のほうに入っていきたいと思います。質問項目で出していますが、大体、今までの質問である程度のところがありましたので、個別にいきいたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

今、野村係長にお聞きしたら、いろんな業者の方が施設修繕費とか物品の修繕費とかいろいろとあります。あるんですけど、特に今回、今、調べているエス・ティ・産業の関係でいくと、例えば、電気の防犯灯の引込線の撤去作業とか、トイレの水道の修理とか、専門業者じゃないところに依頼をしているんですよ。それとか、あと、令和5年でいくと、体育館の雨漏り、弓道場の雨漏りの修理とか。尾座本課長も分かるように、弓道場とかいうと、どちらかといえば工務店さんに見てもらおう。電気であれば電気屋さん、トイレであれば水道屋さんっていうふうになると思うんですよ、通常は。それがなぜその1つの業者のほうに依頼をされるのか。これが我々も全然ちょっと理解ができなくて分からなくて、野村係長は私が相談したからですっていうことなんですけど、なぜ相談したかという答えはもらえないままで、首かしげながらちょっと終わりましたけど、尾座本課長から見て、なぜこういうふうなことが起きているのかというのは何か分かりますか。尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 結果からいきますと、見積りを対応ができるということで確認して、多分、その業者をしているのではないかというふうに考えております。

○委員長（武道 修司君） そうなんですよ。そうやってさっきも言っていました。でも、電気屋さん、何ていうか、例えば生涯学習課がほとんどがエス・ティ・産業さんに全て依頼をしているっていうのであれば分かるんですよ。生涯学習課でいくと、施設修繕費が一番多いのが令和4年で柏木電気さん、次に有野電気さん、イチヤさん。令和5年になると、一番多いのが柏木電気さん。多分、これは電気関係のことが多いから質問が多いんでしょうけど、令和5年の2番目に多いのがエス・ティ・産業さん。今、この表になっているように、令和5年だけは特別多いんですよ。令和4年、令和6年は少ないんですけどね。その次の年、令和6年でいくと、柏木電気さん、山内工務店さん、イチヤさんというふうな格好になっていくんですけど、いろんな業者の方が入られているんですよ。エス・ティ・産業さんだけじゃないんですけどね。だけん、それはもう全然、そうやっていろんな業者の方が対応されるというのは、これは当たり前のことだし、公平公正に皆さんに町の仕事をさせていただくという観点からしていかないといけないと思うんですけどね。なぜ水道の、この中に水道の工事っちゃうか、水道屋さんとか全然出てこないんですよ。工務店さんも山内さんのところだけで、ほかの建設会社とか全然出てこないし、電気屋さんにしても、ほかの電気屋さんが2者は出てきますけど、ほかの電気屋さんも出てこない。でも、電気関係で、せめてこの2者の電気屋さんに頼むというなら分かるんですけどね、なぜ防犯灯の撤去をエス・ティ・産業さんにされるのかって。頼んだのか。野村さんは見積書でお願いしたか

ら、そこに依頼をしたからという話なんですけど、ちょっと不思議じゃないですか、課長。すごく私たちはそれが不思議なんですよ。なぜそういうことが起きているのか。トイレといえば、トイレというか、蛇口って言ったらいいですかね、水って言ったらいいですかね、排水管ですよ、排水管で圧が少なかったからということなんですけど、圧が少なかったら水道屋さんに頼まれると思うんですよ。課長、何か不思議と思いませんか。尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 言われてみればそういう形にはなるかと思えますけれども、一応、この日に対応できるかどうかを業者さんに聞いて、多分、対応できるという形でお願いしていたんじゃないかな、見積りをですね、と思います。

○委員長（武道 修司君） だけん、その業者さんに対応できるかっていうのを、なぜその業者さんに聞くのかっていう。いろんな業者さんあるわけでしょう。だけん、それを何でエス・ティ・産業さんに聞いたのかというのが分からないんですよ。電気屋さんであれば電気のとき聞けばいいじゃないですか。でも、エス・ティ・産業さんに聞いているわけですよ。トイレのことであれば水道屋さんに聞けばいいやないですか。でも、エス・ティ・産業さんに聞いているんで。だから、その対応できるかをなぜ聞いたのかっていう。エス・ティ・産業さんじゃないと悪いということはないと思うんですけどね。だけん、それが我々分からないんですよ、なぜエス・ティ・産業さんなのか。ほかの課も全部そうですけど、生涯学習課は何でエス・ティ・産業さんだったのかなという質問なんですけどね。野村さんも首かしげながら終わりましたけど。課長から見て、当然、決裁で検印をするわけやないですか。何でエス・ティ・産業なのというふうに疑問とかは持たなかったですか。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） いろんな業種対応できるという話は聞いていたので、その辺で。今言われると、専門業者という形とは少し違うのかもしれませんが、そういった修理に対応できるということで多分していたと思います。

○委員長（武道 修司君） それは、いろんな仕事ができるっていう話はどこから聞かれました。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 多分、担当者の方が、ほかのところでこういった工事をしている方もあるよという形では聞いているんじゃないかなとは思うんですけど。あとは、こういった部分はできますかという形で聞いているのかなとも思います。

○委員長（武道 修司君） いや、聞くのはいいんですけどね、なぜ一番最初にそれがエス・ティ・産業さんに聞くのかが分からないんですよ。ほかの業者いっぱいあるのに。何でまずはエス・ティ・産業さんに聞いて、それから振り分けていくような感じなんですよ。エス・ティ・産業さんができなかつたら違うところに行く。エス・ティ・産業さんができるならエス・ティ・産業さんにする。なぜ一番最初にエス・ティ・産業さんなのか分からないんですよ。それがちよっとみんな我々もいろんな調査を今までやってきて不思議なところで、なぜ皆さんが、職員さ

んが皆さん口をそろえてエス・ティ・産業っていつて言われるのかが分からないんで、特に生涯学習課は件数が少ないんですけどね、なぜ生涯学習課がそれやってエス・ティ・産業さんに行かれたのかっていうことがちょっと分からないんですよ。特に令和4年までは2件ぐらいしかないんですよ。武道場のというか、体育館の門扉とトイレ修理。いいですよ。令和5年は十数件ぐらいですか。10件ぐらいですか。令和4年が4件という感じで。当然、柏木電気さんとかは7件、10件、14件っていう、電気関係なんで多分多いんだろうと思うんですけどね。それが不思議なんですよ。だけ、それが皆さんから回答もらえないんですよ。誰かから「ここに頼んだら」とか「ここに頼んだらいいよ」とか何かないと、みんな、そこに聞きに行かないんじゃないかなと思うんですけど、何かないですか。そういうような情報っていうか。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 整地場とかは、以前、溶接とかがあったんで、もうそこにしてもらったという経緯はあります。

○委員長（武道 修司君） 分かりましたっていうか、全然ちょっとあれなんやけど、それと、番号でいくと、今資料ありますよね、6番、7番、8番の関係です。場合によっては4番もそうですけど、4番は1回雨漏りが激しかったので見てもらって、掃除をしてもらったら防水シートを張ったほうがいいよっていうことと言われたということなんですけど、その後の7番、8番が弓道場なんですよ。多分、これは何ていうか、野村係長は、弓道場で1か所修理したらまた雨漏りがあったんでまたこうしたって言われていますけど、弓道場自体はもともと何ていうか、雨漏りがずっといろんな、雨漏りだけじゃなくて、ほかのところも全部あるんですよ。ほかのところの修理は後回しにして取りあえず雨漏りだけをしようということでしたという背景ありますよね。尾座本課長もよく御存じだろうと思うんです。それをあえてこういうふうに分けて修理をする。これが分割発注になるのではないですかっていうことで先ほども聞いたんですけど、分割発注の感覚がないんですよ。場所が違う、時期がちょっとずれているっていうところで、分割発注ではないという感覚があるんですけど、我々から見ると、これはどう見ても分割発注ではないかというふうに思うんですけどね、課長から見てこれは分割発注ではないという明確な何か理由か何かありますか。尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） まず、弓道場については、以前、建て替えの話もあって、必要最低限の修繕という、そのほかの施設もそうなんですけども、基本的にはもうそういった修繕の部分があればその都度その部分の最小限の部分を修繕しているので、多分こういった形になったんじゃないかなというふうに思っています。

○委員長（武道 修司君） これが高いか安いかわという判断は、先ほどの防犯灯の撤去作業6万500円もそうですけど、これが高いか安いのかというところを野村係長に聞いたら、高いか安いかわかりませんという回答だったんです。先ほどの雨漏りの修繕にしても、これが高いのか

安いのかというのが分からないんですね。これが高いのか安いのかという判断は、課長のほうでどういうふうな判断をされているかがあれば教えてください。尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） まず、金額高いか安いかについては、もう見積りを信用するというか、いう形で適正価格で出してくていると判断してしております。

○委員長（武道 修司君） 先ほどの電気の防犯灯の関係もそうですけど、野村係長は現地も行ってない。後から話だけ、写真とかもなかったのかな、話を聞いてこういうことをしましたというだけなんですよ。皆さんそうですけど、10万円以下であれば、もう請求書を持ってきてもらったらそれで手続をするっていう感覚なんですよ。例えば、私であれば、家の電気が壊れました。6万5,000円でぽんと持ってこられたら「いや、高いやろう」って言って多分言うと思うんですよ。それが高いか安いかって分からないんですけどね。でも、その高いか安いかわかる判断をして工事も頼むだろうし、高いか安いかわかる判断をして支払いもするんだろうと思うんですけど、皆さん、生涯学習課だけじゃなくて、皆さん、高いか安いかって判断ができていないっていう感覚があるんですけど、尾座本課長もこれが高いか安いかわかる判断は、もう判断をしなくて、10万円以下で適正に持ってきてもらっているという前提でされているということでもいいんですか。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。私からの質問は以上です。

ほかに。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今、委員長の補足というか、引込線に関してなんですけども、これ、今の内容でいうと、防犯灯等も含むように聞こえているかもしれませんが、外した後の線だけを外すのに6万500円なんですよ。電線部分から垂れているのをどこかに逃がしとって、それを撤去する工事が6万500円なんですよ。僕は電気の資格も持っていて電気もやっていたことあるんですけども、破格のめちゃくちゃ高い値段だと僕は思うんですけども、それも含めて、それを聞いても皆さん妥当って言うんですけども、何が妥当の判断なのかを聞かせてもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） まず、金額については妥当かどうかというところなんですけども、なかなかこちらでもその経験がないので判断ができないのが現状です。そのため、業者の方に見積りをもらって、何回も同じような工事・修繕があれば比較ができるんですけども、なかなかそういったものもないので、それが適正だという形でちょっと判断してしまっているという。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 先ほど、課長の最初の説明によると、正直にやってもらって

るだろうという判断でやっているというふうに多分委員長に答えていたとは思いますが、見積りを見て。そんなの分かんないですよ、正直。多分、適正価格って調べようと思ったら絶対調べられるんですよ。県の単価もあるでしょうし、国の単価もあるでしょうし、そういうところの確認はやってますか。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） すいません、そこまではやっていないです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） じゃあ、何を根拠に適正価格と今述べたんですか。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 見積りが適正だろうという判断ですね。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） だろう。さっき委員長も言われていましたが、じゃあ、自分の家に置き換えると「だろう」で済まさないですか、課長。やっぱり職務はそういう怠慢でやることじゃ僕はないと思っていて、やっぱり最初、冒頭、委員長が言ってくれましたけれども、町民の方たちに不審に思われるような選定は絶対にやっちゃいけないと思うんですよ。それを選定する方々がその内容がちゃんと把握できていないで妥当とかはやっぱり言えないと思うんですよ。どう思いますか、その辺は。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 見積書を全面的に信用していたという部分は確かにあろうかと思えます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 確認。それが適正か適正じゃないか、気づかなかったとかそういう点はあるんでしょうけれども、確認、要は国・県の金額と照らし合わせ等も行ったことはないんですか、今まで。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） ありません。

○委員（13番 吉元 健人君） それなら聞くことないです。

○委員長（武道 修司君） 極端な場合、10万円以上は見積りを、相見積りを取ったりとかそういうふうにするから、どっちが安いとか2つ取ったらどんな感じかなっていうのは分かるけど、10万円以下っていうのはもう厳密、現在っていうか、今、実際の実務からいくと、適正だろうという信頼の下で、当然、これはエス・ティ・産業だけじゃなくて、ほかのところも全てそうなると思うんですけどね。そういうことで、その業者を信頼して、請求書ももらっている、見積書ももらっているっていうことですよ。

それと、見積書ももらっているというふうに言われたんですけど、学校教育課もそうだし、先ほどの野村係長もそうですけど、見積書自体も取っていないことも多いみたいです。資料を出してもらっても、ほかの課もそうですけど、請求書だけしかないっていうのもあるんですね。見積書もなければ写真もない、何もない、請求書だけという。だから、ちょっとそこら辺の流れが本当に適正に支払いが処理されてきたのかなという不安な面がちょっとあるような気がするんですけど、今話を聞いて、課長的にはどう思いますか。尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 見積書については、全て取っているかどうかというのはちょっと確認が取れていないんですけども、基本的には見積書ももらって、まず10万円を超えるか超えないかで、10万円を超えれば当然また次の手続に入っていくといけないので、そういった形を取っています。また、もしくは口頭でもらっていることももしかしたらあるかもしれませんが、基本的にはもらっているというふうに思っていました。

○委員長（武道 修司君） 資料的に出てきていないものが多いもので、聞いたら、基本的にもう見積書を取らなくて請求書だけでという処理をされているということが多いみたい、案外とあるみたいです。とか、あとは見積書はあったけど、写真もあったけど、処分をしていないとかいうのも話がありました。だから、ちょっと本当にそれで大丈夫なのかなっていう。今話は野村係長じゃないですから、ほかの部署の話やけどね。そういうふうな見積書とかをもうそのまま処分しました、写真も処分しましたとかいうこともあるようです。これはほかの課なんであれですけど。

ほかに。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今、高いか安いかわかる判断で、町民の皆さんに不当と思われないような判断で、割と簡単な判断できるので言いますと、11億円の図書館、あれは不当に高いと思いませんか。

○委員長（武道 修司君） いや、ちょっと答えにくかるけど。（発言する者あり）尾座本課長、答えられるのであれば。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 金額については、設計の単価とかいろいろあるかと思いますが、規模、新築の部分でいけば、今、デザイン性とかあればそのぐらにかかっているのではないかなというふうには考えています。今回は改修という形にはなりますけれども。

○委員（14番 池亀 豊君） でも、分かりやすい判断ですよ。11億円でしよう。割と分かりやすい判断ですよ。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） それは何ていうか、それぞれの基準の持ち方によって高いか安いかわかっていくのが変わってくるやろうから。

ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 岩丸の生涯学習センターの、これは課長、現場は立会したことはあります。もう件数がないから多分把握しているかなと思うんですが。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 現場自体は、その当時ではないんですけども、生涯学習センターにはいたことはありますので、大体の状況が分かります。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） この処分のエス・ティさんが今度は9万9,000円、範囲内で落札している。見積書は3者おるやん。3者ね。その中で、これは適正に多分随意契約で見積依頼を多分アルテック・サンスイと森林組合に多分本当に通知して出したと思います。その中で、開封も11時47分、細かい数字書いているので、当たり前が多分した物件だと思うんですけど、金額の開きがちょっとあるのと、森林組合に関しては、木の専門っていうたら専門なんですけど、これ、岩丸地区なので、多分、葛城地区の業者を多分選定したんですけど、このアルテック・サンスイさんはフェンス屋なんよね。フェンス屋。フェンスとか外構のフェンスとかをするのが専門業者なんやけど、何でこのまきにアルテック・サンスイを選んだのかをちょっと聞きたいんですよね。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） この分については、まず相談があって、もうこの3者でいきたいという形で（「担当は」と呼ぶ者あり）担当係長ですね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 岡部君やないかね。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 多分恐らくこれ、正当に多分見積書を多分送付したんだと思います。その中で、岩丸の生涯学習課の図面と木の伐採一式とかいうような感じで多分書いて多分通知を出して、相手も多分それにのっって多分郵送か手渡しかで多分おのおのが持ってきたと思うんですけど、そのときの多分これは処分の多分違い。片方は清掃センターに例えば入れられ、清掃センターに管理してるから、清掃センターに入れられないものでも、入れようと思ったら多分入れられるよね。いろいろな手続というか、報告をすれば。ただ、このアルテック・サンスイに関しては48万円って金額書いとるんよ。その中で、アルテック・サンスイは多分表から本当に処分料が木が何ぼかかるとかいうような多分認識の金額の開きなのかなとは思いますが、ただ、見積書、随意契約の多分3者で発送したときに、大体、町としてはどれぐらいの金額を把握していたん。9万9,000円じゃなくて、多分それ以上の金額を予定していたんじゃないかと思うけど、参考資料とかはないんですか。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 参考資料があるかどうかはちょっと今分からないんですけども、10万円を超える想定でもうこの分はちょっとやっています。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 自分が言いたいのは、ちょっと見積りの金額に開きがあるんですよ。だから、多分業者の捉え方で、ほかの学校関係の学校教育課の分に関しては、森林組合さんとエス・ティがほぼ1万円とかぐらい変わらない見積りをしているんですよ。ただ、これに限っては、本当に安いのか高いかかってなったときに、もしかしたら安く9万9,000円でしたのか、そこはちょっと疑問なんですよ。アルテック・サンスイが48万円で入札しているので、多分、アルテック・サンスイは処分代を込みの多分見積りやったんじゃないかなと思うんですけど、そこから辺はちゃんと明記するようにしている。業者っちゅうのは、一般的な指名登録業者は、例えば、見積りが来れば、木までは全部処理を処分しないといけないという考え方に多分もう思っているんよね。だから、今後、例えばこういう見積りをするときは、処分代に関しては、町の例えば災害の土捨場ちゅうか、に木は持って行っていいですよとか、ごみの処理に関しては清掃センターに無償で受け入れますよとかいうのを明記してするように。していないのであれば、今後するようにしてください。ちょっと金額の開きがあまりにもあるのでね。ただ、これを安いというふうと一緒にされても困るし、たまたま今回、ちょっと見積りの違いで1件だけ何か金額があまりにも開きがあるので。本当に分かれば、この木の処分が大型ダンプ1台とか2トンダンプ1台とか軽トラ1台とか、それぐらいの量、木を土捨場に持っていったのかをちょっとそれも聞きたかったけど、もし分かればまた今後参考にするために教えてください。今日、もう分からんなら分からんでいいけん。

○委員長（武道 修司君） 課長、分かります。

○委員（4番 田原 宗憲君） お願いします。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） すいません、今日はちょっと分からないです。

○委員長（武道 修司君） この分は、田原委員、見積りでやっているんで、多分ほかのいろんな資料もあるかと思うので、資料請求をしましょう。教育長、いい、今の12番。12はないね、今。13番か。（発言する者あり）うん。13ページ、13番の入札の資料一式。

ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど来、先ほど来もそうなんですけど、今までずっと聞くと、必ず最初に浮かんでくる業者さんがエス・ティ・産業さん。どの課長も係もそういう答弁が多いんですね。やっぱりエス・ティ・産業さんにはスーパー営業マンがいるんだなっていうのは想像つくんですが、課長自身がエス・ティ・産業さんと打合せをしたりとか、そういう業務内容の打合せをしたりとか、そういう折衝をしたっていうことはありますか。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） 特には直接的にはないんですけど、話の中で、ここを今度、受注した後とかによろしく願いますとか、どうでしたかっていう話はすることはあります。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 非常に今までも総合するとすごく動きもいいし、仕事も早いっていう、そういう何ていうんですかね、評判も聞き及んでいるんですが、課長からしてこのエス・ティ・産業さんっていうのはどういう評価ですか。どういう存在というか。常に係もみんなエス・ティで、10万円以下も最初に出てくるのがエス・ティ・産業さん。高いか安いかの検証もせずずっと税契約をしてきているっていうのがずっと分かってきたので、課長がこのエス・ティ・産業さんに対する評価っていうのがもし持っていれば、どういう存在なのか、評価なのかを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 尾座本課長。

○前生涯学習課長（尾座本三雄君） まず、工事については、修繕とかについては丁寧にやっているのかなというふうには思います。丁寧にというか、ちゃんとやっていただいているのかなというふうには思います。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。いいですか。宗さん、ないね。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 先ほどからというか、冒頭から話したように、町内いろいろと業者があります。いろいろとですね。公平公正ということも当然必要だろうし、行政として、町の仕事を1回もやっていないという業者さんかなりおられるようです。そこら辺はある程度、専門的な部分である程度選定とかそういうようなものも必要になってくるのではないかなというふうに我々は思っていますので、今後、そういうところも踏まえて業者選定をお願いをしたいというふうに思います。

冒頭から話しているように、あくまでもそういうことをやることによって住民の信用・信頼が取れる。また、町に対しての期待とかいうこともされてくるのではないかなというふうに思いますので、今後とも、そういう観点の中で業務を遂行していただければなというふうに思います。

今、尾座本課長は都市政策課よね。（「はい」と呼ぶ者あり）特に都市政策課が、今、調査の段階でいろんなちょっと問題点があるのかなと。特に都市政策課は分割発注と言われるようなものがかなり多くありました。そういう点も踏まえて、特に今の現在の業務でそういう点も踏まえながら、注意しながら業務をしていただければなということで、よろしく願いをいたします。

何度も言うようですが、我々はあくまでもこれはあら探しということじゃなくて、あくまでも住民に信用・信頼をされるまちづくりのために、適正な事務処理をしていただきたいという観点からこの調査を行っているということです。これが結果的に皆さんがやりやすい職場になればなというふうに思っていますので、これからまたちょっと質問とかあるかも分かりません。資料とかも要求することもあるかと思えます。そのときはまた御協力のほどよろしく願いをいたし

ます。

それでは、これで尾座本課長の質問を終わりたいと思います。今日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

そうしたら、ここで一旦休憩といたします。休憩は5分間。2時45分から再開いたします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時45分再開

○副委員長（宗 裕君）（中断）私、そっちのほうが重大な問題だと思っているから、次はこの人を呼んで確認しなきゃいけないとかいうのが当然出てくると思うんですよ。そのときはもう週2日が3日になっても日程組みましようよ。

○委員長（武道 修司君） いや、それはいいんですけどね、先ほどの元島課長と石井さん（「それはだから賛成です」と呼ぶ者あり）だけん、それは日にちをいつにしましょうかという。18、19、20のどれかぐらいで、前半でいきたいなと思うんですけど。18日いきますか。そして、何ていうか、向こうに出席要請を出さないといけないんで。18日ならいいよね、局長。（発言する者あり）なら、石井さんと——最初は元島さんやろうね。元島さんと石井さん。（発言する者あり）うん。午後から（発言する者あり）上下水道もう一回いく。（発言する者あり）ちょうどまだ休みやね。（発言する者あり）ん。

○副委員長（宗 裕君） 18日に。

○委員（13番 吉元 健人君） 月曜日に元島さんと石井さん。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。午前中。

○委員（ 番 君） 18日の月曜日。

○委員長（武道 修司君） うん。午後から山下さんと課長。（発言する者あり）上下水道。

○副委員長（宗 裕君） 内山さんももう一回私は証人で呼ぶしかないと。

○委員長（武道 修司君） いや、そやけん、それはもう内山さんはもう次はもう証人喚問だろうと思います。

○副委員長（宗 裕君） うん。

○委員長（武道 修司君） いや、そこは説明員でいいでしょう。証人喚問する。

証人喚問でもいいですよ。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） 下水道関係に関してはね。一遍、説明員で呼んでいるからね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（ 番 君） 吉元さんがずばっと聞きたいことがあるんならそうしましよう。

○委員長（武道 修司君） はい。それなら、午前中が元島さんと石井さんは説明員で来ていただきます。午後から、だから、その時間がもうこの二人でもうそんなに押せないんで、細かいところじゃなくて、全体的な全体像での話になると思います、この二人は。全体的なというかね、個別の案件がどうこうっていうよりも、元島さんと石井さんは。だけん、午前中でとにかく終わると。午後から1時から山下さん、1時間でいいですか。2時から福田さん。（発言する者あり）

そうしたら、18日の午後から山下さんが1時間、課長が1時間。今度は証人喚問なんで、説明員と違うんで、時間配分はしっかりとやっていきたいと思います。時間厳守で、もうある程度もう延びかかったとしてももうそこはもう打ち切りしますんで、宗議員、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） という形で18日を設定をします。それ以降に関しては、いろんな状況もありますんで、その都度、事務打合せの中で日程等の協議をして、決まり次第、ホームページで報告をするということでよろしいですか。（発言する者あり）

いや、だけん、その前に。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） ごめんなさい。8日終わってからの別日、十分間に合うもんね。18日は間に合わんけど、8日なら間に合うね。はい。

○委員長（武道 修司君） いいですか。という形でいきたいと思います。よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） そうしたら、以上で、本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分閉会

---